土砂崩れの
予報業務許可等の
申請の手引き

気象庁情報基盤部

令和８年９月

本手引きについて

本手引きは、新規に予報業務許可を受けようとする方を対象として、申請手続きの概要、申請書類の記載方法、予報業務許可事業者として留意すべき事項などを説明したものです。申請にあたっては、この手引きに記載している申請方法や記載例を参考にしてください。また、予報業務許可事業者として遵守が求められる事項についても解説していますので、これについても十分ご理解の上で申請いただくようお願いいたします。

ご不明点等がありましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

本件に関する窓口　気象庁情報基盤部情報利用推進課

〒105-8431　東京都港区虎ノ門３－６－９
電話番号（代表）：（03）6758ー3900
メールアドレス：jma_suishin★met.kishou.go.jp
（★を@に置き換えてください。）

土砂崩れの予報業務許可等申請の手引き　目次

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ　審査基準の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
Ⅲ　手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
Ⅳ　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
Ⅴ　提出書類の記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
Ⅵ　遵守が求められる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
付録　土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント・・・・・・・・・・83
改訂履歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

Ⅰ．はじめに

１．予報業務許可制度とは

気象庁以外の事業者が気象や波浪等の予報の業務を行おうとする場合は、気象業務法第17条の規定により、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

日本では、台風・集中豪雨や冷夏・干ばつ、地震・津波や火山噴火などの自然災害に頻繁に見舞われる等、国民生活や企業活動等は自然とその変化に深く関連しています。経済の発展や、災害の激甚化・頻発化に伴い、気象情報はますます重要な役割を果たすようになっています。もし、技術的な裏付けの無い予報が社会に広く流通した場合、社会に混乱や被害を招き、生活の安全・安心を損なうおそれがあるため、日本における予報業務は許可制となっています。

気象庁では、利用者が安心して気象サービスを利用できるよう、予報を行おうとする者に対して技術的な審査を行い、許可後も随時監督することによってその予報サービスの技術的裏付けを担保しています。

企業や個人等が日本国内の利用者に向けて日本の天気などの予報業務を行う場合には、予報業務を行う者の所在が国内か国外かに関わらず、許可が必要です。　本資料では、土砂崩れの予報業務に関する許可の申請手続き等について説明します。

２．予報業務許可が必要な行為とは

予報とは気象業務法によって「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義しています。具体的には、「時」と「場所」を特定して、今後生じる自然現象の状況を、観測の成果を基に科学的方法によって予想し、それを利用者へ提供することをいいます。

業務とは「定時的又は非定時的に反復・継続して行われる行為」をいいます。

よって、例えば、土砂崩れの発生予想を反復・継続して発表することは、その発表手段や営利か非営利かを問わず、土砂崩れの予報業務許可の対象となります。

一方、予想を行う人が、自分の所属する学校や会社あるいは家庭等での利用に留め、他者への提供を行わないのであれば、予報業務許可は不要です。また、気象庁発表の警報や予報を解説したり、そのまま伝達したりする行為も、予報業務許可は不要です。

詳細は、気象庁ホームページの予報業務許可についてよくお寄せいただくご質問[1]をご覧ください。

---

[1] https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/q_a_o.html

３．許可取得時及び許可取得後の注意事項

予報業務の許可を受けた事業者（以下、「許可事業者」という。）は、気象業務法（以下、「法」という。）、気象業務法施行規則（以下、「施行規則」という。）及び予報業務の許可等に関する審査基準（以下、「審査基準」という。）を遵守しながら予報業務を行う必要があります。これらに違反した場合には、法第 20 条の 2 に基づく業務改善命令や法第 21 条の規定に基づく許可の取消し等の処分を科す場合があります。

以下の（１）から（８）について、手続きの流れは第Ⅲ章、必要な書類は第Ⅳ章、記入要領は第Ⅴ章を参照してください。

（１）予報業務の許可を取得しようとするとき

新たに土砂崩れの予報業務を行おうとする者は、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

（２）予報業務の目的又は範囲を変更しようとするとき

「土砂崩れ」以外の許可事業者が新たに「土砂崩れ」の予報業務を行おうとするなど他の現象の予報を行う場合や、予報の対象とする区域を変更しようとする場合など、予報業務許可書又は認可書に記載された目的又は範囲に変更がある場合には、変更後の予報業務を開始する前に法第 19 条第 1 項の規定に基づき、気象庁長官の認可を受けなければなりません。

（３）各種提出書類の記載事項に変更があったとき

許可事業者の氏名、名称、住所、代表者の氏名、電話番号、電子メールアドレスのいずれか（許可事業者が外国法人等の場合は国内代表者等のものを含む）に変更があった場合には、法第 19 条第４項の規定に基づき、遅滞なく気象庁長官宛に予報業務変更届出書を提出しなければなりません。

また、定款（寄附行為）又は役員に変更があった場合、予報業務許可申請又は予報業務変更認可申請時に提出した予報業務計画書（現象の予想の方法を除く）等の書類に変更があった場合には、施行規則第 50 条の規定に基づき、報告事由の発生した後遅滞なく、気象庁長官宛に予報業務変更報告書を提出しなければなりません。

（４）予報業務計画書（現象の予想の方法）の記載事項に変更があったとき

予報業務計画書における現象の予想の方法を変更する場合、施行規則第 50 条の規定に基づき、変更予定日の 30 日前までに、気象庁長官宛に予報業務変更報告書を提出しなければなりません。その際、予報業務許可申請又は予報業務変更認可申請時に提出した予報業務計画書等の書類にも変更がある場合には、それらについても同時に変更報告書を提出することができます。現象の予想の方法が、施行規則で定める「技術上の基準」に適合しなければ

ならないことは、法第 18 条第１項第６号で規定されており、変更後の現象の予想の方法についても基準に適合していなければなりません。

（５）許可を受けた予報業務の全部又は一部を休止又は廃止したとき

許可事業者が許可又は認可を受けた予報業務の全部又は一部を休止した場合や、予報業務の全部又は一部を廃止した場合は、法第 22 条の規定に基づき、休止又は廃止した日から 30 日以内に、気象庁長官宛に予報業務休止届出書又は予報業務廃止届出書を提出しなければなりません。

（６）事業者の合併・分割・事業譲渡等を行おうとするとき

個人の相続等や法人の合併・分割・事業譲渡等に伴い、予報業務を行う事業者が変わる場合には、次の手続きを行うことが必要です。

ア　当該予報業務を引き続き行おうとする者が、当該予報業務の目的及び範囲にかかる許可を受けていない場合

予報業務許可申請又は変更認可申請を行い、許可又は認可を受けた後、当該予報業務を行っていた許可事業者が予報業務廃止届出書を提出してください。予報業務許可申請を気象庁が受理してから審査することになりますので、気象庁長官が許可又は認可するまで一定の処理期間を要するという点に注意してください。

イ　当該予報業務を引き続き行おうとする者が、当該予報業務の目的及び範囲にかかる許可を受けている場合

当該予報業務を引き続き行おうとする者が、必要に応じて、変更届出や変更報告を行ってください。

（７）法第 41 条第４項に基づく立入検査を受けるとき

法第 41 条第 4 項の規定に基づき、許可事業者に対しては、新規許可から概ね 1 年以内及びその後において定期的に立入検査を実施します。加えて、予報業務の実施状況によっては臨時の立入検査も実施します。

立入検査は予報業務を行う事業所において実施します。立入検査においては、法、施行規則及び審査基準の遵守について確認するため、予報資料や警報事項の入手状況、予報記録の保存状況等を確認します。検査事項の詳細は実施前に文書で通知します。

申請された現象の予想の方法について、予報後も適確に維持管理されていることを確認するため、申請された維持管理方法に従って予想の精度を確認していることの検証結果を提出していただきます。

（８）外国法人等が国内向けに予報業務を行おうとするとき

日本国内の利用者に向けて日本の天気などの予報業務を行おうとするときには、予報業

務を行う者の所在が国内か国外かに関わらず、許可が必要です。外国法人等が許可を受ける場合には、国内代表者又は国内代理人を定める必要があります。

４．土砂崩れの予報業務を行うにあたって

気象庁は、自治体の防災対応や住民等の避難行動の判断を支援するため、発生のおそれがある災害の重大さや可能性に応じて特別警報、危険警報、警報を発表していますが、自治体の防災担当者や住民等の対応や行動に混乱が生じないためには、その根拠となる情報は単一の発信元からの責任と一貫性を有する提供（いわゆる、防災情報のシングルボイス）である必要があります。この観点から、法第 23 条において気象庁以外の者は気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならないことが定められています。また、許可事業者の予報の利用者が、気象庁が発表する特別警報、危険警報、警報により提供される警報事項（以下、「警報事項」という。）を認識して必要な防災行動をとるよう促すことを目的として、法第 20 条において許可事業者はその予報業務に関連する警報事項を利用者に伝達するよう努めなければならないことを規定しています。

予報業務を行うにあたっては、このように、予報業務許可を受けるだけでなく、警報の制限や警報事項の伝達など法令に定められた事項についても遵守することが求められます。

土砂崩れは災害に関係する社会的な影響が大きい現象であり、許可事業者の土砂崩れの予報がそのまま社会に流布され、その特性を十分に理解していない者が受け取った場合、自治体の防災対応や住民等の避難行動の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがあります。よって、法第 17 条第 3 項において、土砂崩れの予報については、その予報の利用上の留意事項について事前に説明を受けた者にのみ提供できるものとしています。

日本の領土より外の領域を予報するなど、土砂崩れの予報業務を行うにあたって気象庁長官の許可を必要としない場合であっても、国際法はもちろん該当国における国内法及び政策を遵守することが求められ、2019 年の WMO 第 18 回総会においては、産学官全ての利害関係者に対して WMO が確立した原則の遵守を強く求めるジュネーブ宣言[2]が採択されています。許可事業者においてはジュネーブ宣言も尊重していただくことが必要です。

[2] https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/geneva_declaration.pdf を参照。

Ⅱ．審査基準の解説

予報業務許可の審査は、行政手続法にしたがって気象庁長官が定めた「土砂崩れの予報業務の許可等に関する審査基準」に基づいて行います。審査基準とその内容についての解説は以下のとおりです。

この審査基準は、当該予報業務を行う事業所ごとに満たされていなければなりません。

１．予報業務の目的

第１　予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者に限る。

予報業務の目的は、予報業務の提供先を示すものとしています。土砂崩れの予報業務は法において特定予報業務に規定されているため、その提供先は「気象業務法第 19 条の３の規定により説明を受けた者」となります。

２．予報業務の範囲

第２　予報業務の範囲

１　予報の種類

（１）予報を行おうとする現象

土砂崩れ（崖崩れ、土石流及び地滑り）とする。ただし、気象に密接に関連するものに限る。

（２）予報を行おうとする項目

（１）の発生、その影響範囲とする。ただし、影響範囲のみを扱うものを除く。

（３）予報期間

収集する資料に基づき予報を行うことが可能な期間とする。

予報を行おうとする現象は「土砂崩れ」です。「土砂崩れ」とは、崖崩れ、土石流及び地滑りを指しますが、これらは気象に密接に関連するものに限ります。

予報を行おうとする項目については、「発生」のみ又は、「発生」、「影響範囲」としてください。

予報期間は、収集する予報資料に基づいて予報を行うことが可能な期間とします。申請可能な予報期間の上限は設けませんが、気象庁の予報の最長の予報期間を超える場合や、より細かい時間間隔で予想しようとする場合、特殊な予報資料・現象の予想の方法を用いる等の申請については、審査にあたって通常よりも時間を要する、収集する予報資料について追加の資料の提出を求める、許可にあたって通常付すこととしている「許可等の条件」に追加して個別の条件を付す場合があります。

なお、予報期間については、時間によって期間を定めた場合は即時から起算しその時間の

経過をもって、日によって期間を定めた場合はその末日の 24 時をもって満了します。たとえば、「予報を行う時点から 3 日間先まで」として期間を定め、月曜日の 10 時に予報を発表する場合において、発表当日を 0 日目、翌日の火曜日を 1 日目、翌々日の水曜日を 2 日目、その翌日の木曜日を 3 日目として数え、末日である木曜日の 24 時をもって期間が終了となることから、月曜日 10 時から木曜日 24 時までの期間が予報の対象期間となります。ただし、予報の発表が午前 0 時の場合は、発表当日を 1 日目と数えます。月によって期間を定めた場合も、これと同様の考え方を適用し、発表日が含まれる月を 0 月目として数え、期間の末月の終了をもって満了とします。この場合も、予報の発表が月の初日であれば、その月を 1 月目と数えます。

2　対象としようとする区域 個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

対象としようとする区域として、個別の地点又は明確に区分できる範囲を示してください。区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等の名称、緯度・経度、住所又は地図上の表示によるなど、予報対象とする区域が容易に特定できるようにしてください。

なお、予報の対象となりうる最大の区域は、日本の領土とします。

＜対象としようとする区域に関する補足＞

日本の領土より外の領域については、気象庁長官の許可を必要としない領域となります。これらの領域を対象に予報等を行う場合には、国際法はもちろん該当国における国内法及び政策を遵守することが求められます。また、2019 年に開催された世界気象機関（WMO）第 18 回総会においては、産学官全ての利害関係者に対して WMO が確立した原則の遵守を強く求めるジュネーブ宣言[2]が採択されました。予報業務を行おうとする者にあっては、ジュネーブ宣言に謳われているように、WMO が確立した原則を遵守していただくことが必要です。

3．観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

第 3　観測その他の予報資料の収集の施設及び要員 1　観測その他の予報資料の収集 （1）予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。

予報資料とは、各種観測値や気象庁の予報など、予想に用いる資料を指します。法第 18

[2] https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/geneva_declaration.pdf を参照。

条第１項第１号の規定により、当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集が必要です。申請資料において収集する予報資料を示してください。審査の際には、収集する予報資料が行おうとする予報の種類や対象区域、現象の予想の方法に適確に対応しているかを確認します。

また、予報業務を適確に遂行するため、予報資料の収集は、原則資料の提供者との契約に基づき、安定的に実施される必要がありますので、予報資料の収集に係る契約書の写しを提出してください。

なお、契約に基づかない予報資料について、その単一での予報業務は認められませんが、以下の要件を満たし、継続的に予報業務の遂行が可能な場合に限り、利用が可能です。

- 予報資料の収集元が複数確保されており、一部資料が欠損した場合でも、継続的に予報を作成できる代替措置が確保されている（代替手段への自動切替や担当者による速やかな切替体制の確保 等）。
- 資料の欠損を速やかに覚知する体制が確保されている（資料の欠損を覚知し、復旧対応や 利用者への周知等の対応体制の確保 等）。

契約に基づかない予報資料を当該予報業務に利用する場合には、上記要件に沿った代替措置及び体制の具体を記した書類（自由様式）を提出してください。なお、使用する通信回線については、特に制限はありません。また、PUSH/PULL 形式のいずれでも構いません。

（２）入力に用いる気象の予報については、次のとおりとすること。
イ 自ら予想する場合
気象業務法施行規則第１１条の３第１項の規定に基づき気象予報士を設置し、気象予報士に気象の予想を行わせること。
ロ 自ら予想しない場合
気象庁又は気象の予報業務許可を持つ者の気象の予報を収集すること。

気象を自ら予想する場合は、施行規則第 11 条の３第１項の規定に基づき気象予報士を設置し、気象予報士に気象の予想を行わせる必要があります。

気象を自ら予想しない場合は、気象庁又は気象の予報業務許可を持つ者から必要な気象の予報を収集してください。ここでいう「気象庁の予報」とは、府県天気予報に加えて降水短時間予報や降雪短時間予報、降水ナウキャスト、雷ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト等のことです。

全球数値予報モデル格子点値やメソ数値予報モデル格子点値、各種ガイダンス等の数値予報資料は、予報を作成するための基礎資料であり、気象庁が予報として発表しているものではないため、ここでいう「気象庁の予報」には含まれません。気象予報士がこれらの資料を用いて気象の予想を行わなければなりません。

許可事業者の事業所ごとに、1日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、下表に定めた最低人数以上の専任の気象予報士を置く必要があります。

1日当たりの現象の予想を行う時間	人数
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

この人数は、法第19条の2に規定された気象予報士に行わせなければならない業務（当該予報業務の内の現象の予想）について、労働基準法に定められた1日8時間（休憩時間を除く）、週40時間を超えない最低限の人数として示したものです。従って、この人数だけ揃えば、どんな多量の予報でも行えるというものではありません。事業主の責任で労務管理等の観点から適切な人数を判断し、業務量に応じた気象予報士を配置してください。

気象予報士は、自社社員に限らず、労働派遣契約や業務委託契約その他の第三者との契約に基づく他社の気象予報士でも構いませんが、許可申請にあたっては、派遣に関する契約書等の写しを添付する必要があります。また、予報業務計画書に、予報業務を行う場所などが適切に記載されていれば、自宅や外出先などの事業所以外の場所からリモートアクセス環境を通じて予報業務を行うことも可能です。

なお、施行規則第11条の3第1項のただし書の規定により、上記より少ない人数の気象予報士で許可をする場合があります。許可をする区分ごとに、それぞれ必要となる書類とその内容等を以下の表に示します。

下表の区分①は、休業日を設けるか1日当たりの現象の予想時間を短縮し、気象予報士1人当たりの現象の予想を行う時間を1週当たり40時間（休憩時間を除く）以下とした場合が該当します。（以下、上述の表又は区分①による基準を「従来型」という。）

（注1）この場合も法定の休日等に関して関係法令の遵守が必要です。

（注2）現象の予想は、気象予報士に行わせなければなりません。よって、すべての気象予報士が欠勤した場合、その事業所は予報業務を行うことはできません。

区分②③は、気象予報士が事前に予報資料の解析の手法の妥当性と当該解析の手法による計算結果の品質（適中率など）を確認し、また、予報後には、計算結果の品質の定期的な確認作業を行うことにより、気象予報士が現象の予想を行っていると同等であるとみなすものです。（以下、区分②③による基準を「設置基準緩和型」という。）この場合は、気象庁による立入検査時に、あらかじめ定めた手法及び実施頻度に基づき、計算結果の品質の定期的な確認が実施されているかを確認します。

また、予報資料の解析の手法を変更する場合には、再度気象予報士にその妥当性の確認を受けた上で、変更予定日の30日以上前に気象庁長官宛に予報業務変更報告書を提出する必要があります。

区分	人員	必要となる書類とその内容等
① 一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できる場合	気象業務法施行規則第11条の3第1項の表の下欄に掲げる人数から一人減じた人数以上	1．「要員の配置の状況及び勤務の交替の概要」
② 気象、路面状況等の予報業務であって、当該事業所に置かれる気象予報士があらかじめ確認した科学的方法によって計算される予報を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員の配置や連絡体制が確保されている場合	一人以上	1．当該解析の手法の概要及び当該手法による計算結果の品質の確認結果が記載された「予報資料の解析の手法に関する資料」 2．次の2点に関する申立書（様式自由） ①予報資料の解析の手法（気象の予測に用いられるアルゴリズム）の妥当性を確認したこと。また、気象の予測の計算結果の品質（適中率など）をあらかじめ気象予報士が確認したこと。 ②許可を受けた後に行う、気象の予測の計算結果の品質の定期的な確認の方法（手法及び実施頻度）を気象予報士が決定すること。 3．以下の内容が記載された「要員の配置の状況及び勤務の交替の概要」 ・事業者があらかじめ定めた頻度で気象予報士が気象の予測の計算結果の品質の確認を行う体制 ・予報資料の収集及び解析や警報事項の受信等に異常が生じた場合に、障害対応措置を行うための連絡体制
③ 研究のために行う現象の予想を、デモンストレーションや試用等のために発表する場合であって、当該予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、当該予報の利用者の安全を確保する措置が講じられている場合	一人以上	1．区分②の1及び2（ただし、予報後の確認の方法を決定することを除く） 2．「予報の利用者の安全を確保する措置の標準的内容」に沿った措置がとられることが確認できる、予報を提供しようとするウェブサイト等での表示内容等の具体が記載された資料（様式自由）

区分②に記した　「予報後の確認の方法」は、気象庁が実施する降水及び気温に関する検証要素及び手法（https://www.data.jma.go.jp/yoho/kensho/explanation.html）を推奨します。

また、区分③に記した「予報の利用者の安全を確保する措置」について、その標準的内容は以下の通りです。

予報の利用者の安全を確保する措置の標準的内容

１．予報を提供するサイト等での事前の表示

研究のために行う気象の予報業務では、利用者の安全を確保するための措置として必要な事項を、予報を提供するウェブサイト等の入口のページで、ダイアログボックス等の方法により表示し、利用者にその内容を事前に確認させ、内容を理解したことをボタンの押下等によって意思表明させる。この表示には以下に示す(1)から(4)までの項目を必ず含める。

【表示が必要な項目】（(1)-a と(1)-b については提供形態に応じていずれかを選択する）

(1)-a 第三者がその予報に基づいて行動することを前提としない、デモンストレーション等〔研究者間の情報交換や研究活動の広報等〕のために提供する予報であること。

(1)-b ［予報を公衆に伝達しない場合のみ］第三者による試用等のために提供する予報であること。

(2) 防災など、利用者の生命・身体の安全や財産の保護に関する判断を目的とする利用には適さないこと。

(3) 研究の状況等に応じて予報の精度が随時変化しうること。

(4) 予報の提供を予告なく中止することがあること。

２．予報を提供する画面での表示

少なくとも１の(1)と(2)の趣旨が予報の直下に表示されるようにする。

３．文字の大きさ

１及び２のいずれの表示においても、利用者が確認するに足る十分な文字の大きさを確保する。

４．推奨事項

当該予報業務許可事業者が行う研究活動や、予報に用いる技術に関する概要の説明を、利用者がウェブサイト等により確認できるようにすることが望ましい。

（３）現地観測値については、現象の予想の方法に応じて必要と判断される場合は収集すること。

現象の予想の方法において必要と判断される場合は現地観測値を収集してください。現地観測値の収集の要否及びその判断理由を申請資料の「現象の予想の方法」において示してください。

２　観測の施設

（１）現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機器の種類を示すこと。

（２）気象業務法第９条第１項に規定する検定対象の気象測器を使用する場合は、検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。

（３）気象業務法第９条第１項の規定により検定対象でない気象測器を使用する場合は、その性能について確認すること。

（４）気象業務法第９条第２項に規定する本観測のうち、気象庁が行う観測以外の観測に用いる気象測器については、（２）の気象測器とすること。
（５）気象業務法第９条第２項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。
（６）現地観測は許可等を受けようとする者（以下「事業者」という。）以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要十分な権原を有すること。

現地観測値を収集する場合は、使用する観測施設の設置場所及び観測機器の種類を示してください。

また、法第９条第１項に規定する検定対象の気象測器（温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計）を用いる場合は、検定に合格し、その有効期間内であることが求められますので、そのことを示す資料を添付する必要があります。また、検定対象でない、かつ、リモートセンシング技術によらない気象測器を用いる場合は、測器の仕様書等、その性能を示す資料を添付してください。なお、気象庁が提供する気象データの（一財）気象業務支援センターを通じたデータの収集及び河川情報数値データ配信事業による（一財）河川情報センターを通じた国土交通省及び都道府県のデータの収集においては、これら資料の添付を省略することができます。

法第９条第２項に規定する補完観測の成果を使用する場合において、当該観測により補完する本観測が気象庁による観測以外のものである場合は、検定に合格しその有効期間内である気象測器を用いてください。また、補完観測の成果を使用する場合にあっては、別途定める審査基準を当該補完観測が満たしていることについて、気象庁長官の確認を受ける必要があります。

なお、収集する現地観測値は、許可事業者以外の者から入手するものでも構いませんが、その場合は、有効な契約に基づいて提供を受けるなど、当該現地観測値の入手に必要十分な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

３　収集の施設
（１）事業者が保有するサーバー等で予報資料を収集、解析したのち利用者へ予報を提供する場合（以下「中枢配信型予報」という。）、事業者が利用者へ提供した端末、ソフトウェア等において予報資料を収集、解析したうえで、予報を提供する場合（以下「個別端末型予報」という。）のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
（２）中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

収集の施設は、許可事業者が保有するサーバー等により予報を作成して個別の利用者へ配信する形式（「中枢配信型予報」という。）と、許可事業者が製造する端末（ソフトウェアも含む。以下同じ）の提供又は販売した端末において予報を行う形式（「個別端末型予報」

という。）の２つに区分されます。

○中枢配信型予報

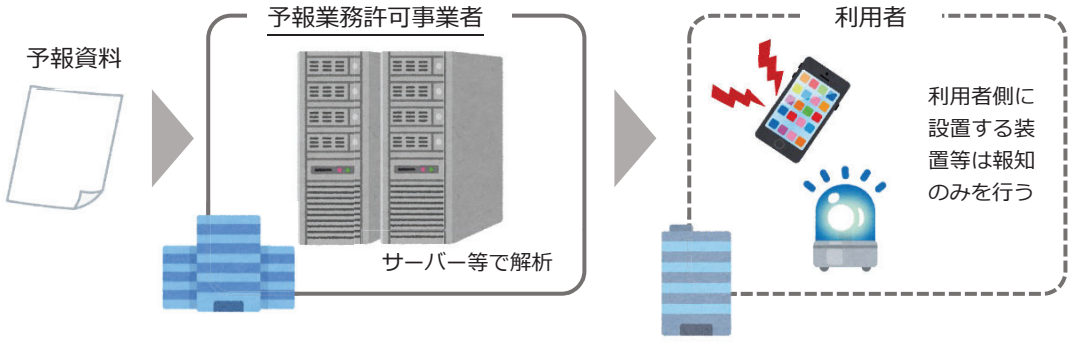

○個別端末型予報

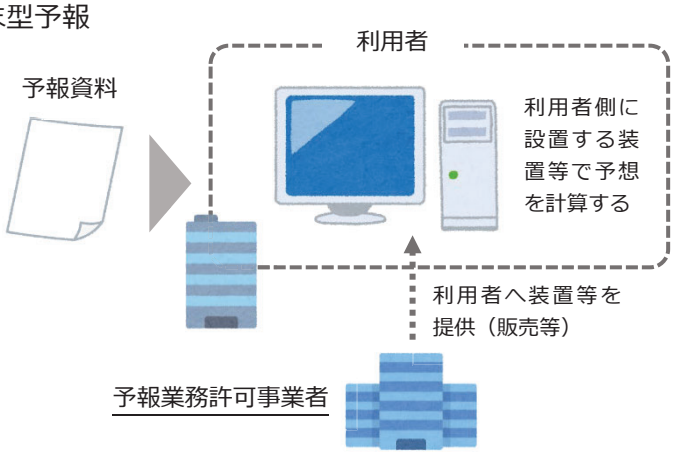

中枢配信型予報及び個別端末型予報のいずれにおいても、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する必要があります。

中枢配信型予報においては、施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

４　収集の要員 予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

中枢配信型予報においては、予報資料の収集の適切な実施に必要な要員の配置、個別端末型予報においては、利用者の端末の適切な運用に必要な要員の配置が必要です。

４．予報資料の解析の施設及び要員

第４　予報資料の解析の施設及び要員

１　解析の施設
（１）中枢配信型予報、個別端末型予報のいずれの施設においても、解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。
（２）中枢配信型予報の施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

中枢配信型予報及び個別端末型予報のいずれにおいても、用いる解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であることが必要です。

中枢配信型予報においては、施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

２　解析の要員
予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

中枢配信型予報においては、予報資料の解析の適切な実施に必要な要員の配置、個別端末型予報においては、利用者の端末の適切な運用に必要な要員の配置が必要です。

５．警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員

第５　警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員
１　迅速に受けるための施設
（１）予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。
（２）施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

法第 18 条第１項第２号の規定により、当該予報業務の目的及び範囲に関連する気象庁の警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設を有することが必要です。

施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

・警報の入手の方法

警報事項の受信は、迅速性・確実性が求められることから、（一財）気象業務支援センター等から許可事業者に至るすべての伝達ルートで以下の条件を満たす必要があります。

①　警報事項受信のための取決めを、警報事項の提供者と交わしていること。
②　警報事項を迅速に受信するため、常時接続又はそれと同等の通信回線を有すること。
③　送信側で通信エラーが速やかに検知可能な通信方式（有手順通信）を用いること。

また、警報事項の伝送がうまくいかない場合は、再送又は代替手段により伝達する措置が講じられていること。

使用する通信回線については、特に制限はありません。ただし、常時接続又はそれと同等のものを用いてください（ダイアルアップ接続の場合、自動かつ短時間で通信が確立すれば、常時接続と同等の通信回線として扱います）。

また、通信方式は、送信側で通信エラーが速やかに検知可能なものに限ります。よって、ファイル転送（put）や気象庁ソケット通信等である必要があり、ファイル転送（get）方式のように情報取得動作が受信側に委ねられている通信方式は、警報が発表されたことを迅速・適確に認知できる担保がとれないため認められません。

上記①～③の全てが満たされていることを証明する書類の写しを、受信形態に応じて提出してください。

・不達時の対応

通信エラー等により、警報事項が許可事業者に伝達されない場合（不達時）、「自動再送又は FAX により代替」、「自動再送又は電話により代替」等、あらかじめ迅速・適確に認知できる方法を情報提供元と調整し、その旨の契約を結ぶ必要があります。

（注）入手の方法に係る考え方が、「３．観測その他の予報資料の収集」とは異なるので注意が必要です。

２　迅速に受けるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

当該予報業務の目的及び範囲に関連する気象庁の警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員の配置が必要です。

６．特定予報業務に関する説明を行うための施設及び要員

第６　特定予報業務に関する説明を行うための施設及び要員

１　説明を行うための施設

（１）第８に規定する説明を適確に行うための通信機器その他の施設であること。

（２）施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

２　説明を行うための要員

第８に規定する説明を適確に行うための要員を配置すること。

法第 19 条の３の規定に基づき、事業者は当該特定予報業務を利用しようとする者へ事前に説明を適確に行う必要があります。説明については、審査基準第８に規定するとおり、対面（オンライン通話等の映像及び音声の送受信による方法を含む。）で行う必要があります

ので、その説明を行うための施設を示してください。説明を行う施設については、対面で行う場合は説明場所（自社の会議室や説明会場等）を、オンライン通話で行う場合は、使用するオンライン会議システム（Zoom や Microsoft Teams、Cisco Webex 等）を示してください。

説明場所や使用するオンライン会議システムは、事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、その施設を使用できることを示す契約等に関する書類を提出してください。

また、当該特定予報業務を利用しようとする者への説明を行うための要員を示してください。

説明を委託しても構いませんが、その場合は、契約等に基づき適確に説明を行わせる必要がありますので、契約等に関する書類を提出してください。

７．現象の予想の方法

第７　現象の予想の方法
１　現象の予想の方法
（１）気象の予報資料又は土中水分量等の土砂崩れに関する観測その他の予報資料に基づき、降水の時空間分布から土砂崩れ成因を推定し、地中への浸透を考慮して予想するなど、予報の種類及び対象としようとする区域並びに収集する予報資料に応じた、一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法を用いること。
（２）（１）について、入力に用いる気象を自ら予想する場合は、気象業務法施行規則第１１条の３第１項の規定に基づき気象予報士を設置したうえで、気象予報士に気象の予想を行わせること。
（３）（１）について、あらかじめ、予想の妥当性を確認し、予報の利用にあたって留意すべき事項を定めること。

土砂崩れの予想の方法について、申請された予想の方法が一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法であるか、対象としようとする区域に対して適切に予報できるかを審査します。そのため、予報業務計画書に添付する「現象の予想の方法」では、予想の方法の詳細を明示してください。また、当該方法で用いる知見が一般に認められていることを示すために、その根拠となる査読付き論文等の出典を明示してください。

また、土砂崩れの予想では降雨が地中に浸透する過程や土砂災害防止施設の解析上の取扱方法により、実際の状況との差が大きくなりやすい特性があります。そのため、予想に用いる入力値や算出過程、予想結果について、妥当性を確認・把握し、審査基準第８の２に沿って当該特定予報業務を利用しようとする者へ説明する必要があります。申請にあたっては、検証結果とそれを踏まえた利用者の留意すべき事項の資料を提出してください。

付録「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」において、審査において重要となる事項を解説していますので、申請書の作成にあたっては特に留意してください。

２　現象の予想の方法の維持管理

予報後における予想結果の妥当性の確認方法及びその確認結果を踏まえた対応方針を定め、現象の予想の方法を適確に維持管理すること。

予報業務の開始後も、予想の方法を適確に維持管理する必要があります。そのため、予報業務の開始後における、予想の妥当性の確認方法及びその確認結果を踏まえた対応方針等を示してください。

付録「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」において、審査において重要となる事項を解説していますので、申請書の作成にあたっては特に留意してください。

８．特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達防止

第８　特定予報業務に関する説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達防止

１　説明を受けた者以外の者への予報事項の伝達を防止する措置

当該特定予報業務の利用者が、その説明を受けていない者へ予報事項を伝達することを防止するための措置を講じること。

許可事業者の土砂崩れの予報を、予報の責任の所在や気象庁及び都道府県の発表する土砂災害警戒情報等（以下、「土砂災害警戒情報等」という。）との関係、現象の予想の精度等、予報の利用上の留意事項を認識しない者が受け取った場合、防災上の混乱を生じ、最悪の場合は土砂崩れからの避難の遅れなどにつながる可能性があります。

そのようなことが起きないよう、法第 17 条第 3 項において、土砂崩れの予報は特定予報業務に位置づけられており、許可事業者の土砂崩れの予報は、その予報の特性を理解した上で利用される必要があります。そのため、利用上の留意事項の説明を受けていない者へ予報が伝達されることを防止する措置を講じなければなりません。利用者から第三者への予報の伝達を禁止することについて、当該特定予報業務を利用しようとする者との契約書で定める等の措置を講じるとともに、その具体を示す資料を提出してください。

２　当該特定予報業務を利用しようとする者への説明

特定予報業務の提供を開始するまでの間に、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用にあたって留意すべき事項等を説明すること。その説明を委託する場合は、事業者に代わって説明を行う者が当該特定予報業務を利用しようとする者に対して確実に説明を実施するための措置を講じること。気象業務法施行規則第１１条の４の規定に基づく説明方法並びに同条第１号及び第９号の説明内容は、次のとおりとする。

（１）説明方法

対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法を含む。）により書面（電磁的記録を含む。）を用いて説明すること。

法第19条の３に基づき、許可事業者は当該特定予報業務を利用しようとする者に対して、

予報の利用上の留意事項を説明した場合のみ予報を提供することができます。

予報を提供しようとするときには、予報を利用する可能性のある者を特定し、その特定された者全員に説明を行った上で予報を利用させる必要があります。なお、許可事業者が利用者である法人の担当者に説明を行い、その内容を当該担当者が法人内で共有するなど、間接的な方法では説明を受けた者とはみなされません。

当該特定予報業務を利用しようとする者への説明は、対面や、相手の状態を相互に認識しながら通話できるオンライン通話等の方法により行う必要があります。説明事項を記した書面の配布や、画面上での説明の表示、あらかじめ収録した動画の視聴など、相手の状態を相互に認識できないような簡易な方法によるものは、説明事項が正しく理解されないおそれがあるため、説明が行われたものとはみなされません。

（２）説明内容

イ　気象業務法第１９条の３の規定の趣旨

土砂崩れの予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいため、予報業務の許可を受けた者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該特定予報業務を利用しようとする者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要があることを説明すること。

ロ　当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置

イの趣旨を踏まえ、利用者が説明を受けていない者に予報事項を伝達することを防止するための措置について、具体的に説明すること。

当該特定予報業務を利用しようとする者が予報の責任の所在や土砂災害警戒情報等との関係（土砂災害警戒情報と異なる予想なのか等）、予想の精度等の利用上の留意事項を事前に専門知識がなくても十分に理解できるよう分かりやすく説明を行ってください。

説明を受けた者以外に予報が伝達されることのないよう措置を取る必要があります。どのような措置を取っているかについて、当該特定予報業務を利用しようとする者へ適確に説明することにより、説明を受けていない者が予報を受け取ることがないようにしてください。

Ⅲ．手続きの流れ

1.予報業務許可申請の流れ

予報業務を行おうとする者は、法第 17 条第１項の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。申請から許可に至るまでの過程は以下のとおりです。土砂崩れの予報業務許可の申請において、気象庁に申請が到達してから、許可（不許可）の通知までに要する標準処理期間は４か月です。

なお、すでに気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、高潮、波浪又は洪水のいずれかの予報業務の許可を受けている者がそれ以外の現象の予報業務の許可を受けようとする場合、許可申請ではなく変更認可申請の手続きとなります。

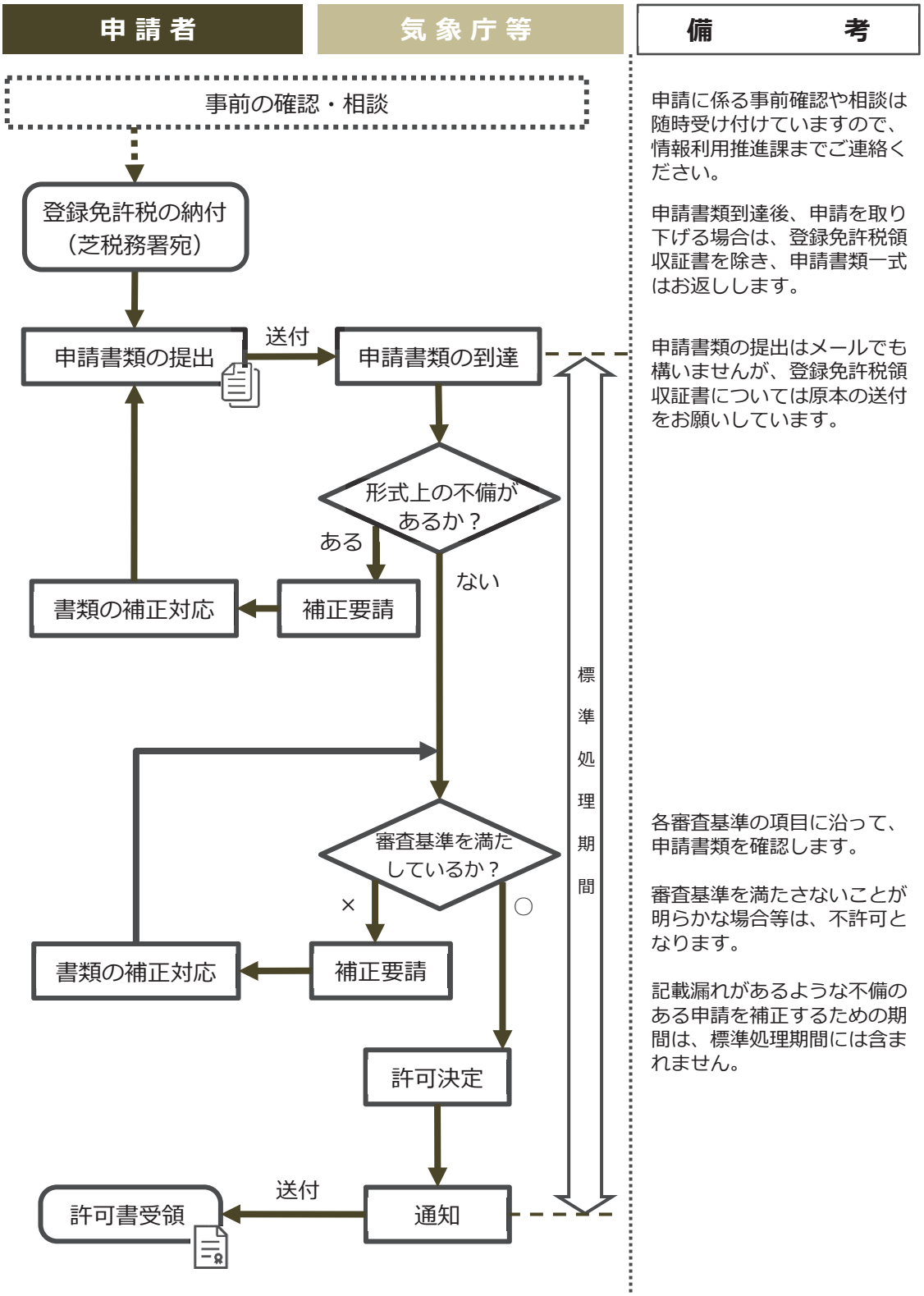
申請者
気象庁等
備　　考
事前の確認・相談
申請に係る事前確認や相談は随時受け付けていますので、情報利用推進課までご連絡ください。
登録免許税の納付
（芝税務署宛）
申請書類の提出
送付
申請書類の到達
申請書類到達後、申請を取り下げる場合は、登録免許税領収証書を除き、申請書類一式はお返しします。
申請書類の提出はメールでも構いませんが、登録免許税領収証書については原本の送付をお願いしています。
形式上の不備があるか？
ある
ない
書類の補正対応
補正要請
標準処理期間
審査基準を満たしているか？
×
○
書類の補正対応
補正要請
各審査基準の項目に沿って、申請書類を確認します。
審査基準を満たさないことが明らかな場合等は、不許可となります。
記載漏れがあるような不備のある申請を補正するための期間は、標準処理期間には含まれません。
許可決定
送付
許可書受領
通知

2.予報業務変更認可申請の流れ

予報業務の許可を受けた事業者が、予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、法第 19 条の第 1 項規定に基づき、気象庁長官あてに変更認可の申請を行い、認可を受けなければなりません。すでに気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、高潮、波浪又は洪水のいずれかの予報業務の許可を受けている者がそれ以外の現象の予報業務の許可を新たに受けようとする場合も変更認可の手続きとなります。

申請から認可に至るまでの過程は以下のとおりです。土砂崩れの予報業務許可の申請において、気象庁に申請が到達してから、認可（不認可）の通知までに要する標準処理期間は４か月です。

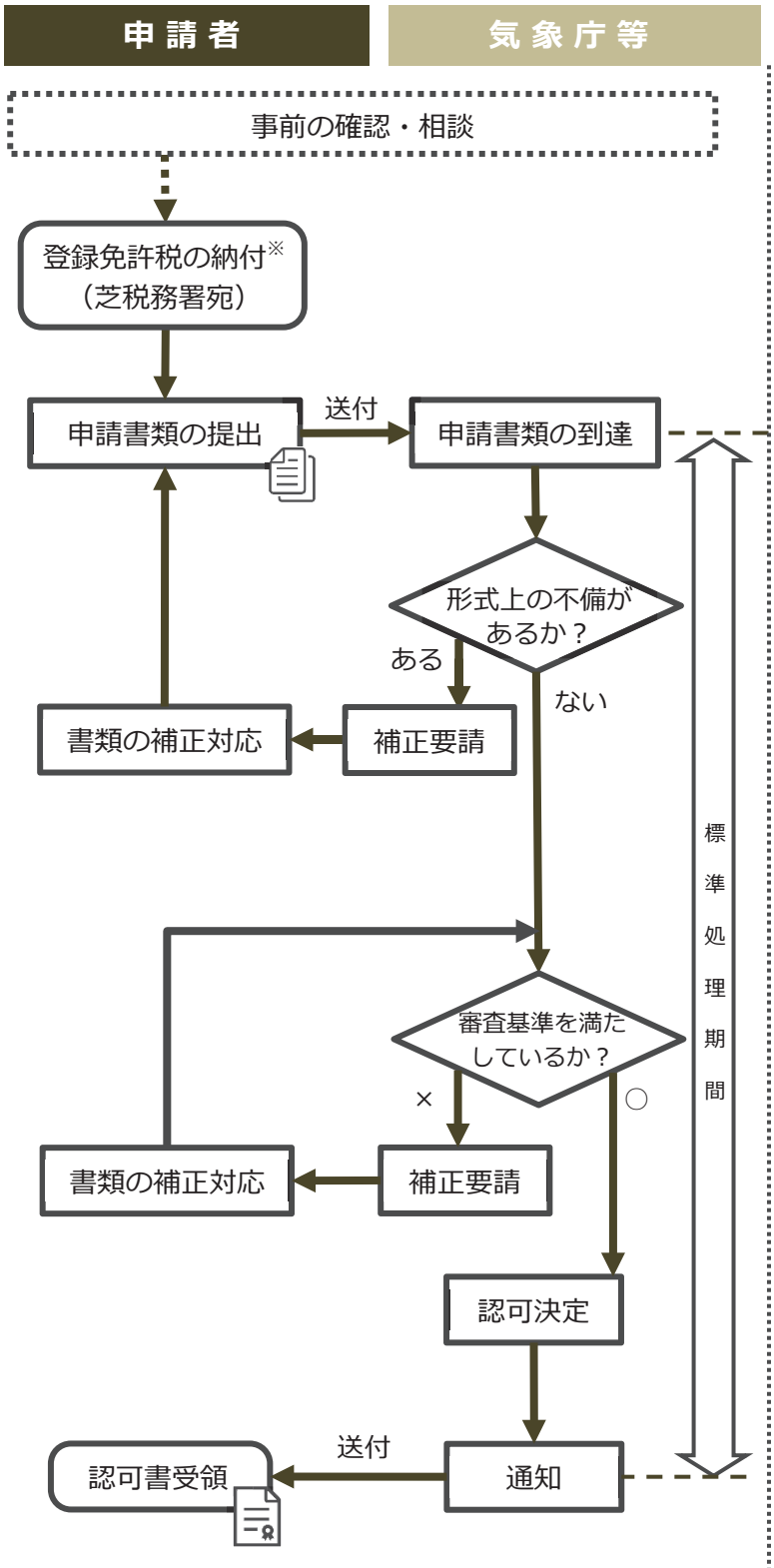

備　　考

申請に係る事前確認や相談は随時受け付けていますので、情報利用推進課までご連絡ください。

申請書類到達後、申請を取り下げる場合は、登録免許税領収証書を除き、申請書類一式はお返しします。

申請書類の提出はメールでも構いませんが、登録免許税領収証書については原本の送付をお願いしています。

※すでに許可を受けている現象について予報しようとする項目や期間、区域を変更する場合は、登録免許税を納付する必要はありません。

各審査基準の項目に沿って、申請書類を確認します。

審査基準を満たさないことが明らかな場合等は、不許可となります。

記載漏れがあるような不備のある申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。

３.予報業務変更届出・報告の流れ

以下の事項に該当することとなった場合は、法第 19 条第４項、施行規則第 50 条の規定に基づき、その旨を記載した届出書又は報告書を、遅滞なく（ただし、現象の予想の方法に変更がある場合は変更予定日の30日前までに）、気象庁長官に提出しなければなりません。

該 当 事 項
１．許可を受けた者の氏名、名称、住所、代表者の氏名、電話番号、電子メールアドレスのいずれかに変更があった場合
２．（許可を受けた者が外国法人等の場合）国内代表者等の氏名、名称、住所、代表者の氏名（国内代表者等が法人の場合）、電話番号、電子メールアドレスのいずれかに変更があった場合
３．定款（寄附行為）又は役員に変更があった場合
４．以下の書類の記載事項に変更があった場合 （１）予報業務計画書（現象の予想の方法を含む） （２）気象予報士名簿　※気象の予想を行う場合 （３）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要 （４）観測施設の概要　※独自に観測を行う場合 （５）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要 （６）利用者説明計画書

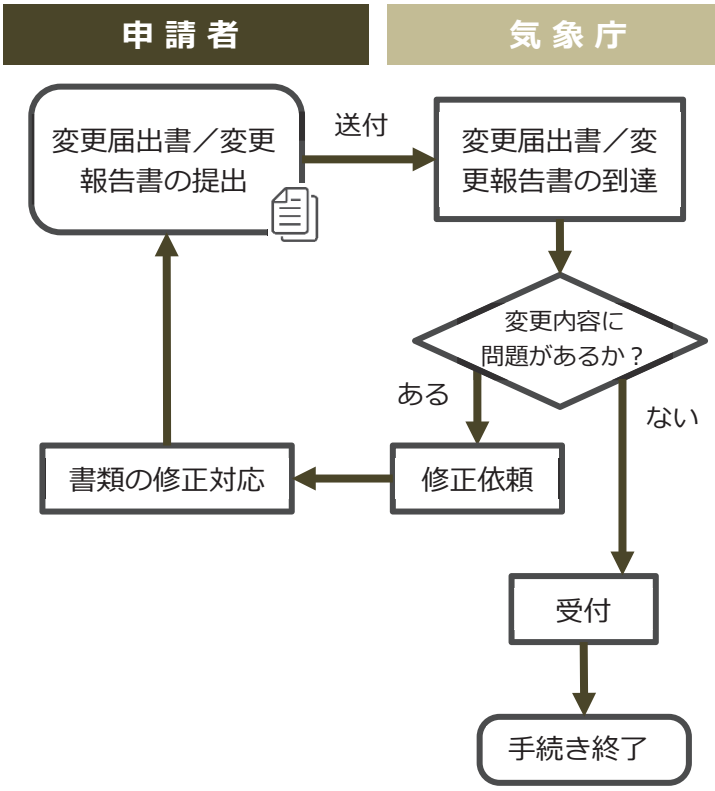

備　　考

該当する届出事由／報告事由が発生した場合は、事由の発生後遅延なく（現象の予想の方法に変更がある場合は変更予定日の 30 日前までに）、変更届出書／変更報告書を提出してください。
なお、現象の予想の方法に変更がある場合、内容確認に標準処理期間と同程度の時間を要することがあります。事前確認や相談は随時受け付けていますので、情報利用推進課までご連絡ください。

申請書類の提出はメールでも構いません。

４.予報業務休廃止手続きの流れ

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から 30 日以内に気象庁長官に提出しなければなりません（法第 22 条及び施行規則第 12 条）。

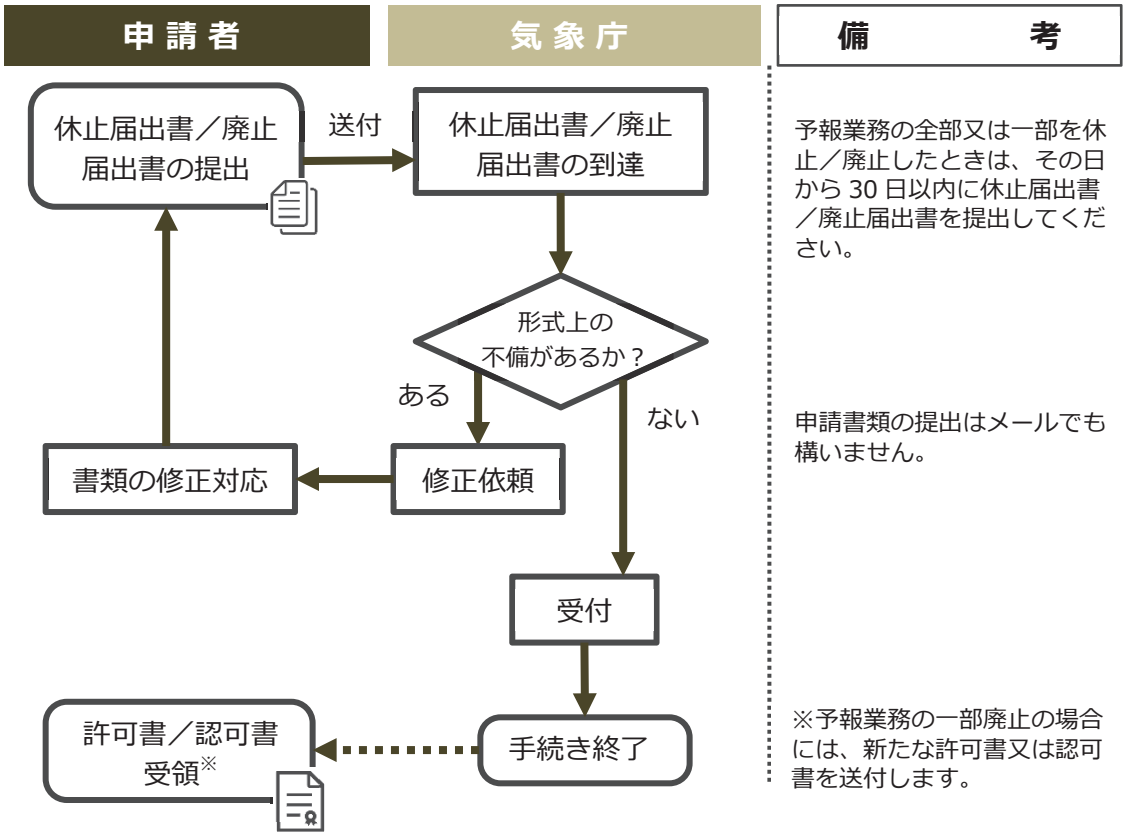

Ⅳ．提出書類

１．許可申請に必要な書類

予報業務の許可の申請には以下の書類が必要です。申請者は、必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。各書類の記入例及び記入要領については、下表に示したページを参照してください。また、添付書類が外国語で作成されたものの場合は、日本語の翻訳文を添付してください。

提出書類名	備　考	参照頁
予報業務許可申請書	必須	32
予報業務計画書	必須	38
現象の予想の方法	必須（予報業務計画書に添付すること）	
気象予報士名簿	入力に用いる気象を自ら予想する場合	43
利用者説明計画書	必須	44
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	必須（入力に用いる気象を自ら予想し、かつ、気象予報士の設置の基準の緩和の適用を受ける場合は別表を参照）	46
観測施設の概要	現地観測値を収集する場合	47
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	必須	48
定款又は寄附行為	・申請者が地方公共団体以外の法人の場合（写しの場合は原本証明を付すこと） ・申請者が外国法人の場合は、定款又は寄附行為に相当する書類でも可	50
登記事項証明書	・申請者が地方公共団体以外の法人の場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合（コピー不可） ・申請者が外国法人の場合で、国内代表者等が法人の場合は、国内代表者等のものも含む（登記事項証明書に相当するものでも可）	50
役員名簿	申請者が地方公共団体以外の法人の場合	50
法人の発起人、社員又は設立者の名簿	申請者が法人を設立しようとする者である場合	50

住民票の写し又は個人番号カードの写し	・申請者が個人の場合 ・申請者が外国在住の個人の場合は、これらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類でも可 ・申請者が外国法人等の場合で、国内代表者等が個人の場合は、国内代表者等のものも含む	50
宣誓書	必須	50
権限証明書	申請者が外国法人等の場合	54

添付書類名	備　考	参照頁
登録免許税の領収証書	必須（コピー不可）（非課税対象者の場合は、それを証明する資料）	26
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	契約に基づき予報資料を収集する場合	42
予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料	契約に基づかずに予報資料を収集する場合	52
警報を配信する事業者との契約書等の写し	必須	43
気象測器の検定証書の写し	（一財）気象業務支援センターを通じたデータの収集又は（一財）河川情報センターを通じた国土交通省及び都道府県のデータの収集でない場合	42
気象予報士の派遣契約書等の写し	専任気象予報士が他社の気象予報士である場合	43
観測施設の借用に関する契約書等の写し	他者の施設を借用して自ら現地観測を行う場合	48
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	他者の施設を借用して予報業務を行う場合	49
説明を行うための施設の借用に関する契約書の写し	他者の施設を借用して説明を行う場合や会議システムを用いて説明を行う場合	45
説明の委託に関する契約書の写し	説明を委託する場合	45
予報資料の解析の手法に関する資料	気象予報士の設置の基準の緩和（区分②又は③）の適用を受ける場合	26
申立書	気象予報士の設置の基準の緩和（区分②又は③）の適用を受ける場合	26 53

予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料	気象予報士設置基準について設置基準緩和型（区分③）の適用を受ける場合	10

気象予報士設置基準について設置基準緩和型（区分②又は③）を適用する場合は、次に示す別表の書類１～３の提出が必要です。書類３については、適用の有無に関わらず提出が必須のものですが、設置基準緩和型（区分②）を適用する場合は、追加で記載する事項がありますのでご留意ください。

別表　気象予報士が事前に気象の予想のアルゴリズムの妥当性とその計算結果の品質を確認し、気象の予報後には予想の検証等を行うことにより、気象予報士設置基準の緩和を適用する場合の必要書類

書類名	書類に記載する内容
１．予報資料の解析の手法に関する資料	・気象の予測手法の概要 ・気象の予測の計算結果の品質（適中率など）の事前確認結果
２．申立書	・気象の予測に用いられるアルゴリズムの妥当性、気象の予測の計算結果の品質（適中率など）を確認したこと ・許可取得後に行う、気象の予測の計算結果の品質の定期的な確認作業について、その手法及び実施頻度を定めること（区分②のみ） ・上記を実施した気象予報士の氏名及び登録番号
３．要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	区分②のみ以下を記載 ・予報後の確認体制（あらかじめ定めた手法及び実施頻度に基づき、発表した予報について気象予報士が品質を確認する体制） ・予報資料の収集及び解析や警報事項の受信等に異常が生じた場合に障害対応措置を行うための連絡体制

「予報後の確認の方法」は、気象庁が実施する降水及び気温に関する検証要素及び手法を推奨します。https://www.data.jma.go.jp/yoho/kensho/explanation.html
※詳細は「気象及び地象の予報業務許可等の申請の手引き」を参照してください。

登録免許税の納付

予報業務の許可を受けようとする方は、気象庁への許可申請に先立ち、登録免許税法第２条別表第１に基づく税額９万円を芝税務署（気象庁の所在地を管轄）に納付しなければなりません。

納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄りの税務署に直接お尋ねください）。

予報業務の許可申請時には、登録免許税法第 21 条に基づき、登録免許税の納付の際に発行さ

れる領収証書の原本を提出して下さい。なお、提出された領収証書を返却することはできません。

登録免許税法第４条、第５条の規定により、非課税となる申請者は、それを証明する資料を添付してください。

2. 変更認可申請に必要な書類

変更認可の申請には以下の書類が必要です。提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください。ただし、「予報資料の予測手法に関する資料」、「予報資料の解析の手法に関する資料」、「予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料」以外は、添付書類の旧版は不要です。

各書類の記入例及び記入要領については、予報業務許可申請書と同じです（下表に示したページを参照してください）。また、添付書類が外国語で作成されたものの場合は、日本語の翻訳文を添付してください。

許可を受けた者の氏名、名称、住所、代表者の氏名、電話番号、電子メールアドレスのいずれか（許可を受けた者が外国法人等の場合は国内代表者等のものを含む）に変更がある場合は予報業務変更届出書を、法人の定款（寄附行為）、役員に変更がある場合は、予報業務変更報告書を別途提出してください。

提出書類名	備　考	参照頁
予報業務変更認可申請書	必須	55-62
予報業務計画書	必須	63-68
現象の予想の方法	変更がある場合（予報業務計画書に添付すること）	
気象予報士名簿	入力に用いる気象を自ら予想し、かつ、変更がある場合	43
利用者説明計画書	変更がある場合	44
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	変更がある場合	46
観測施設の概要	現地観測値を収集し、かつ、変更がある場合	47
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	変更がある場合	48

添付書類名	参照頁
登録免許税の領収証書	28
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	42
予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料	52
警報を配信する事業者との契約書等の写し	43
気象測器の検定証書の写し	42
観測施設の借用に関する契約書等の写し	48
気象予報士の派遣契約書等の写し	43
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	49
説明を行うための施設の借用に関する契約書の写し	45
説明の委託に関する契約書の写し	45
予報資料の解析の手法に関する資料	26
申立書	26、53
予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料	10

登録免許税の納付

すでに「気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」「波浪」「高潮」「土砂崩れ」「洪水」「地震動」「火山現象」「津波」のいずれかの現象について予報業務の許可を受けている場合でも、新たに別の現象の予報業務の許可を受けようとする場合、気象庁への変更認可申請に先立ち、登録免許税法第２条別表第１に基づく税額９万円を芝税務署（気象庁の所在地を管轄）に納付しなければなりません。納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄りの税務署に直接お尋ねください）。

すでに許可を受けている現象について予報しようとする項目や期間、区域を変更する場合は、登録免許税を納付する必要はありません。

※気象の予報業務許可を受けている者が地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の許可を受ける場合、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務許可を受けている者が気象の許可を受ける場合は不要です。

変更認可申請時には、登録免許税法第 21 条の規定に基づき、登録免許税の納付の際に発行される領収証書の原本を提出して下さい。なお、提出された領収証書を返却することはできません。

登録免許税法第４条、第５条の規定により、非課税となる者はそれを証明する資料等を添付してください。

３.変更届出、変更報告に必要な書類

変更届出又は変更報告には以下の書類が必要です。提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください。ただし、「予報資料の予測手法に関する資料」、「解析の手法に関する資料」、「利用者の安全を確保する措置に関する資料」以外は、添付書類の旧版は不要です。

各書類の記入例及び記入要領については、予報業務許可申請書と同じです（下表に示したページを参照してください）。

また、添付書類が外国語で作成されたものの場合は、日本語の翻訳文を添付してください。

提出書類名	備　考	参照頁
予報業務変更届出書又は予報業務変更報告書	必須	69-73
予報業務計画書	変更がある場合	63-68
現象の予想の方法	変更がある場合（予報業務計画書に添付すること）	
気象予報士名簿	入力に用いる気象を自ら予想し、かつ、変更がある場合	43
利用者説明計画書	変更がある場合	44
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	変更がある場合	46
観測施設の概要	現地観測値を収集し、かつ、変更がある場合	47
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	変更がある場合	48
法人の定款（寄附行為）	変更がある場合	50
役員名簿	変更がある場合	50

変更内容に応じて以下の書類を添付してください。

添付書類名	参照頁
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	42
予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料	52
警報を配信する事業者との契約書等の写し	43
気象測器の検定証書の写し	42
気象予報士の派遣契約書等の写し	43
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	49
説明を行うための施設の借用に関する契約書の写し	45

説明の委託に関する契約書の写し	45
予報資料の解析の手法に関する資料	26
申立書	26, 53
予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料（研究目的のみ）	10

・気象の予想を自ら行う場合において、下表に示した最低人数の気象予報士で気象の予想を行っている事業所が、さらに気象予報士を減じようとする場合は、現象の予想を行う時間の短縮や休業日の設定などの措置が必要となりますので事前にご相談ください。必要数の気象予報士を配置していない場合、業務改善命令の対象となることがあります。

１日当たりの現象の予想を行う時間	人数
８時間以下の時間	２人
８時間を超え１６時間以下の時間	３人
１６時間を超える時間	４人

４.休廃止手続きに必要な書類

休廃止の手続きには予報業務休止/廃止届出書が必要です。74～77 ページを参照してください。

Ⅴ．提出書類の記入要領

１．予報業務許可申請

以下に示す要領で必要書類を作成してください。

A. 予報業務許可申請書

A. 予報業務許可申請書

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務許可申請書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

押印不要

△△△△株式会社
代表取締役社長 気 象 花 子

気象業務法第１７条第１項の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子
住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目２番３号

２．予報業務の目的及び範囲
（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から 12 時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から 12 時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

３．予報業務の開始の予定日

令和○○年○○月○○日

４．電話番号及び電子メールアドレス

03-XXXX-XXXX

XXXXXX@▲▲.co.jp

５．担当者氏名

気象　次郎

６．備考

別添資料：

（１）予報業務計画書
（２）気象予報士名簿
（３）利用者説明計画書
（４）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
（５）観測施設の概要
（６）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要
（７）定款又は寄附行為
（８）登記事項証明書
（９）役員名簿
（10）宣誓書
（11）登録免許税の領収証書
（12）予報資料を配信する事業者との契約書等の写し
（13）予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料
（14）警報を配信する事業者との契約書等の写し
（15）予報資料の予測手法に関する資料
（16）気象測器の検定証書の写し
（17）観測施設の借用に関する契約書等の写し
（18）気象予報士の派遣契約書等の写し
（19）予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書等の写し
（20）予報資料の解析の手法に関する資料
（21）申立書
（22）予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料

予報業務許可申請書（記入例②：外国法人等の場合）

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務許可申請書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

押印不要

△△△△Co., Ltd.
CEO ◇◇ ◇◇

気象業務法第１７条第１項の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△Co., Ltd.
代表者氏名 CEO ◇◇ ◇◇
住　　所 XXX Street, Suite XXX, XX City, XX State, 12345, U.S.A.

２．国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 気象 花子
住　　所 東京都世田谷区◇◇一丁目２番３号

３．予報業務の目的及び範囲
（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

４．予報業務の開始の予定日
　令和○○年○○月○○日

５．電話番号及び電子メールアドレス
（申請者）
+XX (XXX) XXX-XXXX
XXXXXX@▲▲.com

（国内代表者）
03-XXXX-XXXX
XXXXXX@▲▲.com

６．担当者氏名
気象　次郎

７．備考

別添資料：
（１）予報業務計画書
（２）気象予報士名簿
（３）利用者説明計画書
（４）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
（５）観測施設の概要
（６）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要
（７）定款又は寄附行為
（８）登記事項証明書
（９）役員名簿
（10）宣誓書
（11）権限証明書
（12）登録免許税の領収証書
（13）予報資料を配信する事業者との契約書等の写し
（14）予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料
（15）警報を配信する事業者との契約書等の写し
（16）予報資料の予測手法に関する資料
（17）気象測器の検定証書の写し
（18）観測施設の借用に関する契約書等の写し
（19）気象予報士の派遣契約書等の写し
（20）予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書等の写し

（21）予報資料の解析の手法に関する資料
（22）申立書
（23）予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料

＜記入要領＞

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

・氏名又は名称：個人名又は法人名を記入。

・代表者氏名：法人の場合に記入。

・住　　所：法人の場合は登記簿の住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

２．国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称、代表者氏名及び住所（申請者が外国法人等の場合のみ記入）

・氏名又は名称：個人名又は法人名を記入。

・代表者氏名：法人の場合に記入。

・住　　所：法人の場合は登記簿の住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

※国内における代表者又は国内における代理人は、以下の要件を満たす必要があります。

①日本に住所を有すること

②届出事業者から、法の規定により気象庁長官が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていること。

③日本語による会話能力を有すること。

④気象庁との連絡体制を構築できること。

３．予報業務の目的及び範囲

（１）目　的

土砂崩れの許可においては、「気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供」と記入してください。

（２）範　囲

①予報の種類

・予報する現象

「土砂崩れ」と記入してください。

・予報する項目

「発生」のみ、又は、「発生」と「影響範囲」の両方を記入してください。

・予報期間

収集する予報資料に基づいて予報を行おうとする期間（始期から終期）について、予報する項目毎に記入してください。時間によって期間を定めた場合は即時から起算しその時間の経過をもって、日によっ

て期間を定めた場合はその末日の 24 時をもって満了します。また、予報を行う時点を始期とする場合は、始期を省略し終期のみの記入も可能です。

対象とする区域	解　説
「全　国」	日本全域を対象とする場合。
「東北地方、九州地方」	複数県を含んだ区域を対象とする場合。 ※含まれる県の定義が曖昧な地方名や都道府県の境界線と一致しない地方名は用いない。以下のページを参考。 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/yougo_hp/tiikimei.html
「○○県」	都道府県を対象とする場合。
「○○市」 「○○県○○市(町)(村）」	市町村を対象とする場合。 ※県庁所在地又は政令指定都市以外の市町村の場合は都道府県名から記述してください。
「北緯○度東経○度、北緯○度東経○度･･･で囲まれた区域」	点で囲んで区域を表す場合
「○○県地すべり防止区域「○○（箇所番号：○○）」内」 「○○県土砂災害警戒区域「○○（箇所番号：○○）」内」	個別斜面等を対象とする場合

②対象とする区域

下表の記載例を参考に、予報業務の対象とする最大の範囲を記入してください。行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとし、明確に区分できるように記載してください。

③当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別

入力に用いる気象の予想を自ら行うか否かについて、「気象の予想を行う」「気象の予想を行わない」のいずれかを記入してください。

４．予報業務の開始の予定日

許可を受けようとする予報業務（複数の現象の許可を受ける場合は、そのうち最初に実施する予報業務）を開始する予定の日を記入してください。

B. 予報業務計画書

予報業務計画書（土砂崩れ）

記入例

1．事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

2．予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項						発表時刻	現象の予想の方法（維持管理を含む）
目的	予報する現象	予報する項目	予報期間（時間刻み）	対象とする区域	予報区域の最小単位		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から 12 時間先まで（1 時間ごと）	静岡県	1km メッシュ	6 時、9 時 12 時、15 時 18 時、21 時（５月～10 月のみ）	物理的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）
		影響範囲	予報を行う時点から 12 時間先まで（1 時間ごと）	静岡県	1km メッシュ	6時、12時、18 時（５月～10 月のみ）	物理的方法、統計的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）

3．入力に用いる気象の予想

自ら予想する／他者（気象庁又は気象の許可事業者）の予報を用いる／気象の予想は用いない

４．収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線
気象衛星画像 アメダス（10 分） 全国合成レーダーＧＰＶ（5 分） 解析雨量 降水短時間予報ＧＰＶ 降水ナウキャスト GPV MSM ガイダンス（格子形式） ＧＳＭガイダンス（格子形式）	(一財)気象業務支援センター	○○○社　ＩＰ－ＶＰＮ
○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	○○○○○	○○○○○

５．入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入　手　の　方　法	
種　類	発　表　官　署	入　手　先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
土砂災害	静岡地方気象台	(株)○○○○	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又は FAX により代替

＜記入要領＞

現象の予想を実際に担当する事業所ごとに作成してください。

１．事業所の名称及び所在地

・予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地を記入してください。

・支社に現象の予想を行わせる場合、支社が事業所となります。

・他社（□□社）の機器や気象資料を借用して□□社内で予報業務を行う場合は、事業所の名称、所在地は□□社のものを記入し、事業所名の後に「（借用）」と付記してください。

・上記の事業所の所在地以外の場所でリモートアクセス環境により予報業務を行う場合は、当該所在地を「その他の実施場所の所在地」として所在地を記入してください。なお、場所を特定せずに予報業務を行う場合は、当該所在地は「不定の場所」と記入してください。

例

事業所名	△△△△株式会社　大阪支社
所在地	大阪府◇◇１－２－３
その他の実施場所の所在地	大阪府○○４－５－６（▽▽放送株式会社報道部（借用）） 京都府◎◎７－８－９（気象　花子（自宅）） 不定の場所

２．予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

申請書で記載した「予報業務の目的及び範囲」のうち、当該事業所が担当するものを、以下のとおり具体的に記入してください。

（１）予報事項

①目　的

土砂崩れの許可においては、「気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供」と記入してください。

②予報する現象

「土砂崩れ」と記入してください。

③予報する項目

「発生」のみ、又は、「発生」と「影響範囲」の両方を付記してください。

④予報期間

収集する予報資料に基づいて予報を行おうとする期間（始期から終期）及び当該期間における予想の時間間隔について、予報する項目毎に記入してください。時間によって期間を定めた場合は即時から起算しその時間の経過をもって、日によって期間を定めた場合はその末日の 24 時をもって満了します。また、予報を行う時点を始期とする場合は、始期を省略し終期のみの記入も可能です。

⑤対象とする区域及びその最小単位

下表の記載の例を参考に、予報業務許可申請書で記入した対象区域と、その対象区域をどのように細分して予報するかが分かるように記入してください。予報業務計画書内に記載することが難しい場合は、別図に記載してください。

＜記載の例＞

対象区域	最小単位	解説
全国	市区町村	全国を対象とし、市区町村単位で予報を行う場合。
全国	都道府県	全国を対象とし、都道府県単位で予報を行う場合。
○○地方	市町村	○○地方を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
○○県	市町村	○○県を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
全国	GSM メッシュ単位	全国を対象とし、GSM メッシュ単位で予報を行う場合。
別図に示す区域	市町村	言語での表現が難しい場合には別図を使って表現する。

（２）発表時刻

予想を発表する時刻又は時間帯をすべて記入してください。24 時間体制で業務を行う場合は「随時」と記入しても構いません。また、年間において発表を行う期間が限定される場合は“○月～○月のみ”などと記入してください（通年の場合は記入不要です）。

（３）現象の予想の方法（維持管理を含む）

現象の予想に用いる方法として、「物理的方法」、「統計的方法」又は「物理的方法、統計的方法」のいずれかを記入した上で、その詳細を示す「現象の予想の方法」を添付してください。「現象の予想の方法」は、イラスト、基礎式、流域図等を用いてモデルの概要やモデルに組み込んだ施設等を具体的に記載してください。また、記載する内容は予想の方法によって異なりますので、「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」を参考に、漏れの無いよう記載してください。加えて、データ収集、解析の実施、予報の提供に関するタイムテーブルも記載してください。

予報業務の開始後において、予想の方法を適確に維持管理する必要があります。そのため、予報業務の開始後に予定する収集資料を明記した上で、予想の妥当性の確認方法、及びその確認結果を踏まえた対応方針を示してください。

（予想の妥当性の確認について）

予想の妥当性の確認のための「検証資料」として、申請時以前における土砂崩れの実際の状況と再現計算結果の対比を示してください。実際の状況がない場合は再現の結果が妥当なものであることを申請者が確認した資料を示してください。詳細については、付録「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」の 1.3 検証資料のチェックポイント を参照してください。

３．入力に用いる気象の予想

「自ら予想する」「他者（気象庁又は気象の許可事業者）の予報を用いる」「気象の予想は用いない」のいずれかを記載してください。

※ここでいう「気象庁の予報」とは、府県天気予報に加えて降水短時間予報や降雪短時間予報、降水ナウキャスト、雷ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト等のことです。全球数値予報モデル格子点値やメソ数値予報モデル格子点値、各種ガイダンス等の数値予報資料は、予報を作成するための基礎資料であり、気象庁が予報として発表しているものではないため、ここでいう「気象庁の予報」には含まれません。気象予報士がこれらの資料を用いて気象の予想を行わなければなりません。

４．収集する予報資料の内容及びその方法

（１）収集する予報資料

当該事業所において予報業務を適確に遂行するために必要不可欠な予報資料の内容を具体的に記入してください。参考として入手する資料（欠けたとしても予報業務の遂行に支障がないもの）は記載する必要ありません。領域区分単位で資料を入手する場合は、入手している領域がわかるように注釈を記載してください。

気象庁以外の者が作成する予報資料を用いても構いませんが、当該予報資料が観測の成果をもとに自然科学的方法によって予想されたことが分かる説明及び予報を行う現象、予報の期間、対象区域に適切に対応していることが分かる説明（諸元等）を記載した資料を添付してください。

（２）現地観測値を収集する場合

予報業務にリアルタイムで利用する現地観測値を収集する場合は、下記イ～ハの事項を記載した書類を添付してください。申請者以外の者が保有する観測施設の場合は、下記のほか、観測値の入手権原があることを示す書類（施設保有者との契約書等）を添付してください。ただし、気象庁が提供する気象データの（一財）気象業務支援センターを通じたデータの収集及び河川情報数値データ配信事業による（一財）河川情報センターを通じた国土交通省及び都道府県のデータの収集においては、これら資料の添付を省略することができます。

イ 観測施設の概要

・観測施設の所在地

・観測施設の明細（機器の構成、仕様の概略など）

・観測の種目及び時刻等

（補足）法第６条第３項前段の規定により観測の届出がなされている場合（他者が設置した気象測器から現地観測値を収集する場合も含みます）には、届出書の写しを添付するだけで構いません。

ロ 気象測器の検定証書の写し（検定対象の気象測器に限る）

ハ 測器の仕様書等、その性能を示す資料（検定対象でない、かつ、リモートセンシング技術でない気象測器に限る）

法第９条第２項に規定する補完観測を予報業務に用いる場合は、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」により気象庁長官の確認を受ける必要があります。補完観測については、予報業務計画書に記載する必要はありません。

（３）入手の方法

①②について記入するとともに、③の書類を添付してください。

①入手先

（一財）気象業務支援センター、株式会社○○○○等、直接の入手先を記入してください。

②通信回線

使用する通信回線名を記入してください（専用線、IP-VPN、インターネット等）

③予報資料を配信する事業者との契約書等の写し

予報資料の収集は、適確に実施される必要があります。資料の提供者との契約書等の写しを提出してください。なお、契約に基づかない予報資料については、その単一での予報業務は認められませんが、要件を満たし、継続的に予報業務の遂行が可能な場合に限り、利用が可能です。（P7参照）

５．入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

（１）警報の内容

①種 類

「土砂災害」を記入してください。

②発表官署

「全国の気象官署」「○○地方気象台」等、どの気象官署が発表する警報・注意報を入手するか記入してください。

（２）入手の方法

①入手先

（一財）気象業務支援センター、株式会社○○○等、直接の入手先を記入してください。

②通信回線及び通信方式、通信障害時の代替手段

ア 通信回線

使用する通信回線を記入してください（専用線、IP-VPN、インターネット等）。

イ 通信方式

使用する通信方式を記入してください（ファイル転送（put)、気象庁ソケット通信等）。

ウ 不達時の対応

通信エラー等により、警報事項が申請者に伝達されない場合（不達時）の対応について記入してください（「自動再送又はＦＡＸにより代替」、「自動再送又は電話により代替」等）。

③警報を配信する事業者との契約書等の写し

配信事業者から入手することが分かる書類（受信契約書等の写し）を添付してください。

C. 気象予報士名簿（気象の予想を自ら行う場合）

気象予報士名簿（土砂崩れ）　記入例

事　業　所　名	△△△△株式会社		
専　任　気　象　予　報　士			
氏　名	登録番号	氏　名	登録番号
気象　太郎	第２２２２２号	気象　花代（他社）	第６６６６６号
気象　次郎	第３３３３３号		
気象　花子	第４４４４４号		
気象　三郎	第５５５５５号		

＜記入要領＞

・事業所ごとに上記の例を参考に気象予報士名簿を作成してください。

・気象予報士は、自社社員に限らず、労働派遣契約や業務委託契約に基づく他社の気象予報士でも構いませんが、この場合は該当する氏名の右に「（他社）」と記入し、各契約に関する契約書等の写しを添付してください。・気象の予報業務許可を受けている場合で、気象予報士名簿が気象と共通の場合は、タイトルを（気象・土砂崩れ）と表記してください。

D. 利用者説明計画書

記入例

利用者説明計画書（土砂崩れ）

1．説明を行う施設の概要

対面の場合

・▲▲▲▲株式会社１０階会議室 A/B/C（自社施設）

・▽▽▽▽株式会社■■センター（借用）

・利用者側施設を使用できる場合は利用者の事業所に出向いて説明を行う。

オンラインの場合

・オンライン会議システム（〇〇）を契約し、会議を設定の上、URL を利用者に送付する。

・映像及び音声通話可能な電子計算機を用いて説明する。

2．説明を行う要員の配置の状況

以下の２名が説明を行う。

▲▲▲▲株式会社●●部×××課　担当者

▲▲▲▲株式会社●●部×××課　担当者

3．説明を受けていない者への予報事項の伝達防止措置

（１）利用者との契約において、説明を受けた者以外に予報を伝達しないことを規定する。

（２）予報事項は認証機能付きの自社ウェブサイトにて提供し、説明を受けた者にのみ個別アカウントを発行する。

（３）前項のアカウントの管理の徹底について契約書に規定する。

（４）説明を受けた者の名簿を作成・管理する。

（５）前各項の措置を講じることについて、利用者に十分説明し理解させる。

（６）気象業務法第１９条の３の規定の趣旨について、以下のとおり利用者に十分説明し理解させる。

土砂崩れの予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいため、予報業務の許可を受けた者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがある。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該特定予報業務を利用しようとする者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要がある。

（７）説明の内容を確実に理解させるため、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法を含む。）により書面（電磁的記録を含む。）を用いて説明する。

＜記入要領＞

利用者にどのように説明するかの計画について、以下の事項を記載した書類を作成してください。

（１）説明を行う施設の概要

・対面での説明場所については、会議室等具体的な施設を記入してください。

・他社の施設を使用しても構いませんが、その場合は利用に関する契約書等の写しを提出してください。

・オンラインでの説明を予定している場合は、使用するオンライン会議システム（Zoom や Microsoft Teams 等）及び使用する端末等についての詳細を記載してください。また、オンライン会議システムの契約書等の写しを提出してください。

・オンラインでの説明の際は、お互いの状況を認識できる方法である必要があり、具体的にはカメラ・音声通話機能が必要です。それらの機能が搭載されていることを示してください。

（２）説明を行う要員の配置

・説明を行う要員について記載してください。（要員の所属及び人数、もしくは個人名）

・説明を委託しても構いませんが、その場合は説明委託に関する契約書等の写しを提出してください。

（３）説明を受けていない者への予報事項の伝達防止措置

・どのような措置を講ずるかを具体的に記載してください。

（伝達防止措置の例）

・利用者との契約において、説明を受けた者以外に予報を伝達しないことを規定する

・予報事項は認証機能付きの自社ウェブサイトにて提供し、説明を受けた者にのみ個別アカウントを発行する

・説明を受けた者の名簿を作成、管理する

・法第１９条の３の規定の趣旨について、利用者に十分説明し理解させる

等

E. 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

記入例

要員の配置の状況及び勤務の交替の概要（土砂崩れ）

●●●運用部（注１）

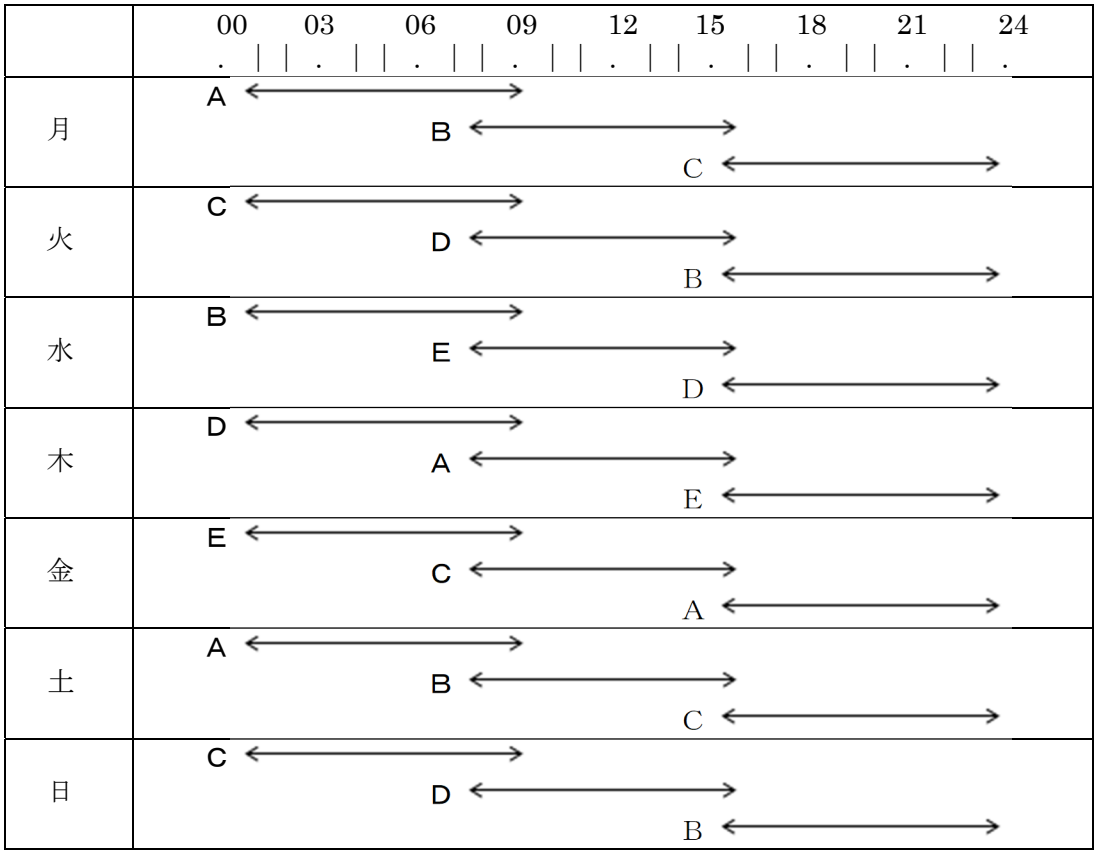

●●●開発部（注２）

要員 F、要員 G、要員 H

（注１）要員Ａ,Ｂ,Ｃ,Ｄ,Ｅは、利用者に予報を提供する***装置の正常稼働を監視するとともに利用者からの電話等の問い合わせに対応する。また、予報を行う時や装置の異常を確認した時は、要員の増員を求める緊急連絡を行う。

（注２）予報実施時の利用者からの問い合わせ対応や予報を提供する装置の異常時の速やかな復旧対応等に備え、●●●開発部署の要員●名のうち必ず１人は緊急連絡体制により対応できる配置をとっている（交替制はとらない）。

＜記入要領＞

・事業所ごとに作成してください。

・記入例を参考に、法第 18 条で規定する「当該予報業務を適確に遂行するに足りる要員」及び「気象庁の警報事項を迅速に受けることができる要員」の配置の状況及び勤務の交替の概要を示す書類を作成してください。その際、配置される要員それぞれが担う業務を予報業務の特性を踏まえつつ概説してください。なお、これらについて外部機関に委託している場合は、委託先での要員配置や勤務体制の概要

を示す書類に加え、委託していることが分かる資料（委託契約書等の写し）を添付してください。
・要員は事業所に配置しても事業所以外の場所に配置しても構いません。
・入力に用いる気象を自ら予想する場合は、各気象予報士が何時から何時まで現象の予想を行うのかを矢印で表現してください。気象の予想を行う時間帯は、気象予報士は専任で勤務する必要があります。

F. 観測施設の概要

記入例

観測施設の概要（土砂崩れ）

○観測施設の概要：
▽▽株式会社が□□観測所に設置している雨量計のデータを用いる。観測施設の所在地や明細等については以下のとおり。

○観測施設の所在地：▽▽県○○市１－２－３

○観測施設の明細：
機器の構成：
仕様の概略：
設置環境を示す図面又は写真：
観測データの伝送・処理方法：

〇観測の種目及び時刻等
観測の種目：
観測の時刻又は時間間隔：
観測数値の単位：
配信間隔：

・・・・・・・・・・

＜記入要領＞

予想に用いる観測値又は現地観測値を収集する場合に使用する観測施設等について、以下の事項を記載した書類を作成・添付してください。ただし、気象庁が提供する気象データの（一財）気象業務支援センターを通じたデータの収集及び河川情報数値データ配信事業による（一財）河川情報センターを通じた国土交通省及び都道府県のデータの収集においては、これら資料の添付を省略することができます。

１）観測施設の概要
２）観測施設の所在地
３）観測施設の明細（機器の構成、仕様の概略、設置環境を示す図面又は写真、

観測データの伝送・処理方法）※

４）観測の種目及び時刻等（観測機器における観測の時間間隔と、収集後の観測値の間隔が異なる場合は両方を記載）

※　観測データの実際の収集例の提出を求める場合があります。

検定測器でない、かつ、リモートセンシング技術によらない気象測器の場合は、測器の仕様書等その性能を示す資料を添付してください。また、申請者以外の観測施設の観測値を利用する場合は、利用に関する契約書等の写しを提出してください。

G．予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要

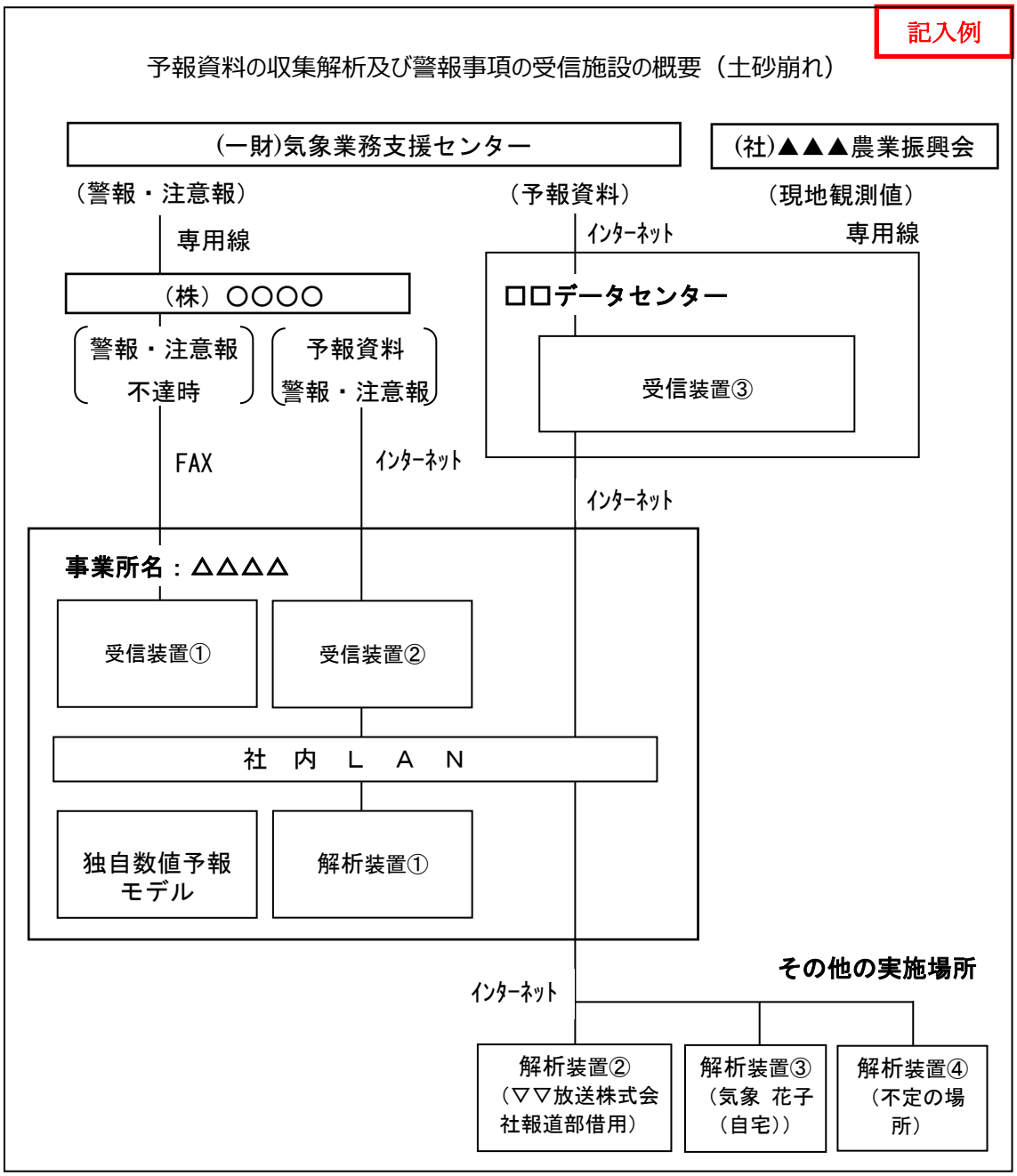

＜記入要領＞

・情報の作成者から事業所までの伝達経路と通信回線及び事業所内の機器構成を記入してください。

・観測資料、予報資料、警報事項の入手先はすべて記入してください。

・予報業務に使用するコンピュータは全て記入し、各機器の用途を「受信装置」「解析装置」などのように記入してください。

・他社の施設を借用して業務を行う場合は、当該施設保有者との施設利用に係わる契約書など、確実に施設を使用できることを証する書類を添付してください。

H. 予報業務計画書に添付する図表類の例

予報業務計画書に記載することが難しい場合は、別図にて提出してください。

対象とする区域の例（図形式）

記入例

別図１

予報する項目：発生、影響範囲

対象とする区域は以下の太線で示した領域の陸域。区域の最小単位は市町村。

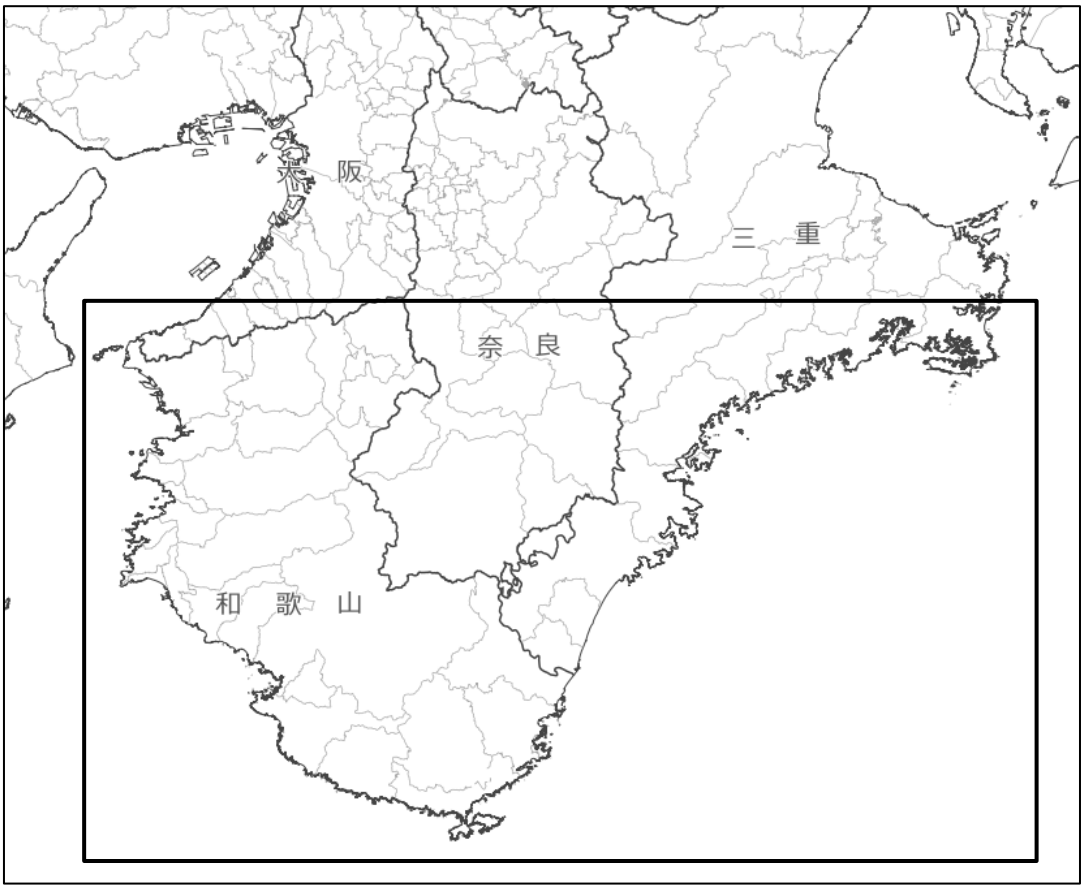

I. 定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿

申請者が地方公共団体以外の法人の場合に必要です（登記事項証明書については、気象庁から提出を求められた場合）。なお、役員名簿は任意の書式で構いません。

役員は、

・株式会社においては取締役、監査役、会計参与（指名委員会等設置会社の場合は、執行役、取締役、会計参与）
・持分会社においては業務執行社員その他業務執行権を有する社員（これらが法人である場合はその職務執行者）
・その他の法人にあっては、理事、監事その他当該法人の設置根拠法令、定款その他これらに準ずる規定に基づき、法人を代表し、業務を執行し、又はこれらを監査する権限を有する者

を記載してください。

J. 法人の発起人、社員又は設立者の名簿

申請者が法人を設立しようとしている場合に必要です。

K. 住民票の写し又は個人番号カードの写し

申請者が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（又はこれに類するものであって、氏名及び住所を証明する書類）が必要です。なお、個人番号カードの写しを提出される場合は、個人番号が判読できない形で提出いただきますようお願いいたします。

L. 欠格事由に該当しないことを証明する書類（宣誓書）

申請者（法人の場合は役員も含む）が以下に該当しない旨の宣誓書を用意してください。

（気象業務法第１８条第２項の各号）

・気象業務法の規定又は同法に相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。
・予報業務許可の取消しを受け、又は気象業務法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該許可に相当する行政処分の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者。
・申請者が外国法人等である場合において、国内代表者又は国内代理人を定めていない者
・申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている。

＜記入例＞

記入例

宣　誓　書

気象庁長官
○　○　○　○　殿

当社は、気象業務法第１８条第２項の各号に規定された者には該当しません。

令和○○年○○月○○日
名　　称　株式会社○○
代表者氏名　代表取締役社長　気象花子

押印不要

M．予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料

契約に基づかずに予報資料を収集する場合には、次の要件を満たすことを説明する書類の提出が必要です。

- 予報資料の収集元が複数確保されており、一部資料が欠損した場合でも、継続的に予報を作成できる代替措置が確保されている（代替手段への自動切替や担当者による速やかな切替体制の確保 等）。
- 資料の欠損を速やかに覚知する体制が確保されている（資料の欠損を覚知し、復旧対応 や 利用者への周知等の対応体制の確保 等）。

＜記入例＞

予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料　記入例

１．代替措置の内容

予報資料の収集について、以下のとおり複数の提供元を確保している。平常時は、予報資料①②③の３種類を組み合わせて予報を作成している。

これら３種類の予報資料のうち、いずれかの資料が欠損した場合でも、残る予報資料を用いて予報を作成できるシステム設計としている。

予報資料①： 気象庁モデル GSM（全球域）
予報資料②： NOAA モデル GFS
予報資料③： ECMWF モデル IFS

２．資料欠損の覚知手段

【システムによる自動通報の例】

予報作成システムは、定刻の予報資料取得に失敗した場合又は取得した予報資料に異常が検知された場合、自動的に自社担当者へメールにより自動通報する設定としている。

【作業者が常駐する体制の例】

自社職員が 24 時間常駐し、予報資料の収集状況に異常を確認したときには自社担当者へ緊急連絡を行う。

※詳細な配置状況は「要員の配置の状況及び勤務の交替の概要」を参照。

３．代替手段への切替体制

【自動切替の例】

予報作成システムは、いずれかの予報資料の取得に失敗した場合又は取得した資料に異常が検知された場合、自動的に他の予報資料のみを使用した処理に切り替わる設計としている。

【担当者による切替の例】

資料欠損の覚知後、自社担当者がリモートで（又は常駐している作業者が）、他の予報資料のみを使用した処理への切替操作を行う体制をとっている。

N．気象予報士の設置基準緩和型を適用する場合の申立書

気象予報士の設置基準緩和型を適用する場合は、次の２点に関する気象予報士による申立書を用意してください。

① 気象現象の予測に用いられるアルゴリズムの妥当性を確認したこと。また、気象現象の予測の計算結果の品質（適中率など）を確認したこと。

② 許可取得後に行う、気象現象の予測の計算結果の品質の定期的な確認作業について、その手法及び実施頻度を定めたこと。

＜記入例＞

申立書　　記入例

令和○○年○○月○○日

気象庁長官

○ ○ ○ ○ 殿

名　　称　株式会社○○　　押印不要

代表者氏名　代表取締役社長　気象花子

下記の気象予報士が、解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したこと、並びに予報後の確認の方法を決定することを申し立ていたします。

記

１．解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認した気象予報士の氏名

○○　○○（第 XXXX 号）

２．気象現象の予測の計算結果の品質の定期的な確認作業の手法及び実施頻度を決定する気象予報士の氏名

○○　○○（第 XXXX 号）

O．申請者の国内代表者等に、処分の通知及び意見を述べる機会の供与に関する通知を受領する権限を付与したことを証する書類（権限証明書）

申請者が外国法人等の場合は、国内代表者等に、「法の規定により気象庁長官が行う処分の通知」及び「施行規則第 53 条の規定により気象庁長官が行う通知」を受領する権限を付与したことを証する書類が必要です。

＜記入例＞

記入例

権限証明書

令和○○年○○月○○日

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

名　　称　△△△△Co., Ltd.
代表者氏名　CEO　◇◇ ◇◇

押印不要

下記の者を（国内における代表者/国内における代理人）と定め、次の権限を付与したことを証します。

・気象業務法の規定により気象庁長官が行う処分の通知を受領する権限
・気象業務法施行規則第 53 条の規定により気象庁長官が行う通知を受領する権限

記

氏名又は名称　▲▲▲▲株式会社
代表者氏名　代表取締役社長　気象　花子
住　所　東京都世田谷区◇◇一丁目２番３号

２．予報業務変更認可申請

以下に示す要領で必要書類を作成してください。

A. 予報業務変更認可申請書

（例１）許可を受けている土砂崩れの予報期間を変更する場合

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務変更認可申請書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

△△△△株式会社
代表取締役社長 気 象 花 子

押印不要

気象業務法第１９条第１項の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子
住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目２番３号

２．変更しようとする事項
「新」
（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から24時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から24時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

「旧」

（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

3．変更の予定日

令和○○年○○月○○日

4．変更の概要

「発生」と「影響範囲」の予報期間を変更する。

5．電話番号及び電子メールアドレス

03-XXXX-XXXX

XXXXXX@▲▲.co.jp

6．担当者氏名

気象　次郎

7．備考

別添資料：

（1）予報業務計画書

（2）気象予報士名簿

（3）利用者説明計画書

（4）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

（５）観測施設の概要
（６）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要
（７）定款又は寄附行為
（８）登記事項証明書
（９）役員名簿
（10）宣誓書
（11）登録免許税の領収証書
（12）予報資料を配信する事業者との契約書等の写し
（13）予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料
（14）警報を配信する事業者との契約書等の写し
（15）予報資料の予測手法に関する資料
（16）気象測器の検定証書の写し
（17）気象予報士の派遣契約書等の写し
（18）予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し

（例２）土砂崩れの許可を受けている者が、新たに高潮の予報業務の許可を受ける場合

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務変更認可申請書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

△△△△株式会社
代表取締役社長 気 象 花 子

押印不要

気象業務法第１９条第１項の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第１１条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子
住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目２番３号

２．変更しようとする事項
「新」
（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

（高潮）

目的	範　　囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	高潮	潮位	3時間先から2日先まで	静岡県の沿岸	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

「旧」

（土砂崩れ）

目的	範　　囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない
		影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

3．変更の予定日

令和○○年○○月○○日

4．変更の概要

新たに「高潮」の予報を追加する。

５．電話番号及び電子メールアドレス

03-XXXX-XXXX

XXXXXX@▲▲.co.jp

６．担当者氏名

気象　次郎

７．備考

別添資料：

（１）予報業務計画書
（２）気象予報士名簿
（３）利用者説明計画書
（４）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
（５）観測施設の概要
（６）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要
（７）定款又は寄附行為
（８）登記事項証明書
（９）役員名簿
（10）宣誓書
（11）登録免許税の領収証書
（12）予報資料を配信する事業者との契約書等の写し
（13）予報資料が欠損した場合の代替措置の内容及び体制に関する資料
（14）警報を配信する事業者との契約書等の写し
（15）予報資料の予測手法に関する資料
（16）気象測器の検定証書の写し
（17）気象予報士の派遣契約書等の写し
（18）予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し

＜記入要領＞

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏及び住所

・氏名又は名称：個人名又は法人名を記入。

・代表者氏名：法人の場合に記入。

・住　　所：法人の場合は登記簿の住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

２．変更しようとする事項

現在許可を受けているすべての現象の目的及び範囲を「旧」、追加または変更を反映したすべての現象の目的と範囲を「新」とし、変更となる目的及び範囲の箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

３．変更の予定日

変更の認可を受けようとする業務のいずれかを最初に実施する予定の日を記入してください。

４．変更の概要

主な変更点を記入してください。

B. 予報業務計画書

（例１）許可を受けている土砂崩れの予報期間を変更する場合

予報業務計画書（土砂崩れ）　「新」

記入例

１．事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項						発表時刻	現象の予想の方法（維持管理を含む）
目的	予報する現象	予報する項目	予報期間（時間刻み）	対象とする区域	予報区域の最小単位		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から24時間先まで（1時間ごと）	静岡県	1kmメッシュ	6時、9時12時、15時18時、21時（5月～10月のみ）	物理的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）
		影響範囲	予報を行う時点から24時間先まで（1時間ごと）	静岡県	1kmメッシュ	6時、12時、18時（5月～10月のみ）	物理的方法、統計的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）

３．入力に用いる気象の予想

自ら予想する／他者（気象庁又は気象の許可事業者）の予報を用いる／気象の予想は用いない

４．収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線
気象衛星画像 アメダス（10分） 全国合成レーダーＧＰＶ（5分） 解析雨量 降水短時間予報ＧＰＶ 降水ナウキャストGPV MSMガイダンス（格子形式） ＧＳＭガイダンス（格子形式）	(一財)気象業務支援センター	○○○社ＩＰ－ＶＰＮ
○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	○○○○○	○○○○○

５．入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
土砂災害	静岡地方気象台	(株)○○○○	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又は FAX により代替

記入例

予報業務計画書（土砂崩れ）

「旧」

1．事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

2．予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項						発表時刻	現象の予想の方法（維持管理を含む）
目的	予報する現象	予報する項目	予報期間（時間刻み）	対象とする区域	予報区域の最小単位		
気象業務法第19条の3の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	発生	予報を行う時点から12時間先まで（1時間ごと）	静岡県	1kmメッシュ	6時、9時12時、15時18時、21時（5月～10月のみ）	物理的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）
		影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで（1時間ごと）	静岡県	1kmメッシュ	6時、12時、18時（5月～10月のみ）	物理的方法、統計的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）

3．入力に用いる気象の予想

自ら予想する／他者（気象庁又は気象の許可事業者）の予報を用いる／気象の予想は用いない

4．収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線
気象衛星画像 アメダス（10分） 全国合成レーダーＧＰＶ（5分） 解析雨量 降水短時間予報ＧＰＶ 降水ナウキャスト GPV MSM ガイダンス（格子形式） ＧＳＭガイダンス（格子形式）	(一財)気象業務支援センター	○○○社　ＩＰ－ＶＰＮ
○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	○○○○○	○○○○○

５．入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
土砂災害	静岡地方気象台	(株)○○○○	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又は FAX により代替

（例２）土砂崩れの許可を受けている者が、新たに高潮の予報業務の許可を受ける場合

予報業務計画書（高潮）

記入例

１．事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇１－２－３

２．予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項						発表時刻	現象の予想の方法（維持管理を含む）
目的	予報する現象	予報する項目	予報期間（時間刻み）	対象とする区域	予報区域の最小単位		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	高潮	潮位	３時間先から２日先まで（１時間ごと）	○○県の沿岸	１㎞メッシュ	６時、12時、18時（５月～10月のみ）	物理的方法（詳細は別添「現象の予想の方法」参照）

３．入力に用いる気象の予想

自ら予想する／他者（気象庁又は気象の許可事業者）の予報を用いる

４．収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入　手　の　方　法	
資　料　内　容	入　手　先	通信回線
高潮モデル GPV 台風解析・予報情報電文 潮位実況報（現地観測値） 潮位観測報 全球数値予報モデル GPV（全球域・日本域）	(一財)気象業務支援センター	○○○社　ＩＰ－ＶＰＮ
○○港の潮位データ（現地観測値）	○○県	インターネット
独自高潮数値予報モデル GPV 独自予測 GPV	△△△△株式会社	社内ＬＡＮ

５．入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入　手　の　方　法	
種　類	発　表　官　署	入　手　先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
土砂災害、高潮	全国の気象官署	(株)○○○○	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又は FAX により代替

＜記入要領＞

「１．予報業務許可申請」における記入要領を参考に作成してください。

計画書の内容を変更する場合は、変更前の計画書を「旧」、変更後の計画書を「新」とし、変更箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

新たな現象を追加する場合は、現象毎に計画書を作成してください（複数の現象を一つの計画書にまとめないでください）。

C．気象予報士名簿（気象の予想を自ら行う場合）

D．利用者説明計画書

E．要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

F．観測施設の概要

G．予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要

＜C から G の記入要領＞

「１．予報業務許可申請」における記入例及び記入要領を参考に作成してください。

変更前を「旧」、変更後を「新」とし、変更箇所をアンダーラインで示してください（欄外の説明文について変更があれば、「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

３．予報業務変更届出

許可を受けた者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名、電話番号、電子メールアドレスのいずれか（許可を受けた者が外国法人等の場合は、国内代表者等のものを含む。）に変更があった場合は、法第 19 条第４項の規定に基づき、予報業務変更届出書を提出してください。

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務変更届出書

気象庁長官

○　○　○　○　殿

押印不要

△△△△株式会社

代表取締役社長□□□□

気象業務法第 19 条第４項に該当する変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称　△△△△株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　□□□□

住　　所　東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２．変更した事項

（１）電話番号、電子メールアドレスの変更

「新」

電話番号　03-XXXX-XXXX

電子メールアドレス　abcd@XXXX.com

「旧」

電話番号　03-XXXX-XXXX

電子メールアドレス　efgh@XXXX.com

（２）電話番号、電子メールアドレスの変更
「新」
　　電話番号　03-XXXX-XXXX
　　電子メールアドレス　abcd@XXXX.com
「旧」
　　電話番号　03-XXXX-XXXX
　　電子メールアドレス　abcd@XXXX.com

（３）国内における代表者又は国内における代理人の名称、住所、代表者の氏名の変更
「新」
　　氏名又は名称　△△△△株式会社
　　代表者氏名　代表取締役社長　□□□□
　　住　　所　東京都台東区◇◇一丁目２番３号
「旧」
　　氏名又は名称　▲▲▲▲株式会社
　　代表者氏名　代表取締役社長　■■■■
　　住　　所　東京都港区◆◆四丁目５番６号

（４）国内における代表者又は国内における代理人の電話番号、電子メールアドレスの変更
「新」
　　電話番号　03-XXXX-XXXX
　　電子メールアドレス　ABCD@XXXX.com
「旧」
　　電話番号　03-XXXX-XXXX
　　電子メールアドレス　EFGH@XXXX.com

３．変更の実施の日
　令和○○年○○月○○日

＜記入要領＞

・変更した事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。

・変更の届出に伴い、各種提出書類のうち内容が変更されるものの新旧の書類を添付してください（変更箇所をアンダーラインで示してください）。

・変更した事項を確認するため、登記事項証明書等の提出を求める場合があります。

４.予報業務変更報告

以下に示す要領で必要書類を作成してください。

（１）定款（寄附行為）又は役員の変更の例

（施行規則第 50 条第２項第１号に該当）

令和○○年○○月○○日

予報業務変更報告書　　記入例

気象庁長官

○　○　○　○　殿

△△△△株式会社

代表取締役社長□□□□　　押印不要

気象業務法施行規則第５０条第２項第１号に該当する変更があったので、下記のとおり報告します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称　△△△△株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　□□□□

住　　所　東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２．報告事項

定款の変更

役員の変更

３．報告事由の発生の日

令和○○年○○月○○日

＜記入要領＞

・定款（寄附行為）の変更の場合は、定款（寄付行為）（写しの場合は原本証明を付すこと）を添付してください。

・役員の変更の場合は、変更箇所にアンダーラインを引いた新旧の役員名簿を提出してください。・報告事項を確認するため、登記事項証明書等の提出を求める場合があります。

（２）提出書類の記載事項変更

（施行規則第 50 条第２項第２号に該当する場合）

令和○○年○○月○○日

記入例

予報業務変更報告書

気象庁長官

○　○　○　○　殿

△△△△株式会社

代表取締役社長□□□□

押印不要

気象業務法施行規則第５０条第２項第２号に該当する変更があったので、下記のとおり報告します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称　△△△△株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　□□□□

住　　所　東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２．報告事項

以下の提出書類の記載事項変更

（１）予報業務計画書（土砂崩れ）

（２）気象予報士名簿（土砂崩れ）

（３）利用者説明計画書（土砂崩れ）

（４）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要（土砂崩れ）

（５）観測施設の概要（土砂崩れ）

（６）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要（土砂崩れ）

３．報告事由の発生の日

令和○○年○○月○○日

＜記入要領＞

・予報業務許可書又は認可書の目的又は範囲内の変更に限ります。

・各提出書類の記入要領は、「１．予報業務許可申請」における記入例及び記入要領を参考に作成してください。変更前を「旧」、変更後を「新」とし、変更箇所をアンダーラインで示してください（欄外の説明文について変更があれば、「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

（３）現象の予想の方法の変更

（施行規則第 50 条第２項第３号に該当する場合）

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務変更報告書

気象庁長官

○　○　○　○　殿

△△△△株式会社

代表取締役社長□□□□

押印不要

気象業務法施行規則第５０条第２項第３号に該当する変更を予定しているため、下記のとおり報告します。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所

氏名又は名称　△△△△株式会社

代表者氏名　代表取締役社長　□□□□

住　　所　東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２．報告事項

現象の予想の方法の変更（土砂崩れ）

３．変更の予定日

令和○○年○○月○○日

＜記入要領＞

・予報業務許可書又は認可書の目的又は範囲内の変更に限ります。

・現象の予想の方法の変更報告は、変更予定日の 30 日前までに行わなければなりません。

・変更後の現象の予想の方法の説明資料を添付してください。変更箇所がわかるように説明を付記してください。

４．予報業務の休廃止の届出

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から 30 日以内に気象庁長官に届け出なければなりません（法第 22 条及び施行規則第 12 条）。

A.予報業務廃止届出書

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務廃止届出書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

△△△△株式会社
代表取締役社長□□□□

押印不要

許可を受けた予報業務を廃止したので、気象業務法第２２条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 □□□□
住 所 東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２.廃止した予報業務の範囲
許可を受けた予報業務の全部

３.廃止の日
令和○○年○○月○○日

４.廃止を必要とした理由
業務内容の見直しに伴い、予報業務を廃止したため。

＜記入要領＞

・廃止した予報業務の範囲

「許可を受けた予報業務の全部」、「許可を受けた予報業務のうちの土砂崩れの予報業務」等、廃止した予報業務の範囲を記入してください。

・廃止を必要とした理由

予報業務を廃止した理由を記入してください。

B.予報業務休止届出書

記入例

令和○○年○○月○○日

予報業務休止届出書

気象庁長官
○ ○ ○ ○ 殿

△△△△株式会社
代表取締役社長□□□□ 押印不要

許可を受けた予報業務を休止したので、気象業務法第２２条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者の氏名又は名称、代表者氏名及び住所
氏名又は名称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 □□□□
住 所 東京都台東区◇◇一丁目２番３号

２.休止した予報業務の範囲

（土砂崩れ）

目的	範囲				
	予報の種類			対象とする区域	当該予報業務のための気象の予想を行うか否かの別
	予報する現象	予報する項目	予報期間		
気象業務法第１９条の３の規定により説明を受けた者への提供	土砂崩れ	影響範囲	予報を行う時点から12時間先まで	静岡県	気象の予想を行う/気象の予想を行わない

３．休止の期間
令和○○年○○月○○日～令和△△年△△月△△日までの６か月間

４．休止を必要とした理由
気象予報士及び予報提供に必要な要員が長期出張で不在となったため、「土砂崩れ」の予報業務の一部を休止したため。

＜記入要領＞

・休止した予報業務の範囲

「許可を受けた予報業務の全部」、「許可を受けた予報業務のうちの土砂崩れの予報業務」等、休止した予報業務の範囲を記入してください。許可を受けている予報業務の一部を休止した場合は、記入例を参考にその内容を記入してください（記入例は、許可を受けた項目のうち「影響範囲」を休止したもの）。

・休止の期間

休止期間は原則 1 年以内とします。

・休止を必要とした理由

予報業務を休止した理由を記入してください。

・その他

休止の期間中に、予報業務の再開又は廃止が決まった場合は連絡願います。

休止の期間中であっても、許可を受けた者の氏名、名称、住所、代表者の氏名、電話番号、電子メールアドレス、定款（寄附行為）、役員、各種提出書類の記載事項に変更があった場合は、予報業務変更届出書または報告書を提出してください。

Ⅵ. 遵守が求められる事項

法及び施行規則により、警報の禁止（法第 23 条）のほか、許可事業者は警報事項の伝達に努めること（法第 20 条）、予報事項等の記録（施行規則第 12 条の 2）についても、遵守が義務づけられます。また、法第 40 条の 2 において、予報業務の許可又は認可には条件を付すことができると定められており、具体的には施行規則第 49 条の 2 の規定に基づく「許可等の条件」を付すこととなります。以下に、土砂崩れの予報業務の許可等の条件のほか、許可事業者に遵守が求められる事項について解説します。

なお、法及び施行規則における予報業務の許可に係る規定については、下記を参照してください。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/hourei.pdf

■ 気象業務法

（警報の制限）

第二十三条　気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

防災上の混乱を防ぐ観点から、気象庁以外の者は、警報をしてはならないことが法第 23 条に定められています。

（警報事項の伝達）

第二十条　許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

許可事業者の予報業務の利用者が、気象庁が発表する警報事項を認識して必要な防災行動をとることができるよう、許可事業者は、その予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項について、利用者へ迅速に伝達するよう努めてください。

■ 気象業務法施行規則

（特定予報業務に関する説明）

第十一条の三　特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法を含む。）により、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（略）を用いて説明しなければならない。

説明しなければならない事項は以下のとおりです。以下の事項について全て説明できる資料等を用いて説明してください。定期的に行う立入検査等で全ての項目について説明されているかを確認します。なお、説明資料は、許可申請時に提出は必要ありませんが、説明

資料についての相談も可能ですのでお知らせください。

一　法第十九条の三の規定の趣旨

土砂崩れの予報は、災害対応に直結するなど社会的な影響が大きいため、許可事業者の予報をその特性について十分に理解していない者が受け取った場合には、避難行動や防災対応の妨げになるなどの防災上の混乱が生じるおそれがあります。こうした混乱を生じないことを担保するため、当該特定予報業務を利用しようとする者が、当該予報の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解する必要があります。

そのため、当該特定予報業務を利用しようとする者が予報の責任の所在や気象庁及び都道府県の発表する土砂災害警戒情報等（以下、「土砂災害警戒情報等」という。）との関係、予報の精度等の利用上の留意事項を事前にかつ十分に理解できるよう説明を行ってください。

二　法第十七条第一項の許可を受けた者の予報であること。

提供される土砂崩れの予報が土砂災害警戒情報等ではなく、許可事業者独自の予報であることを説明してください。

三　気象庁の予報事項と異なる予報事項となる場合があること。

許可事業者の予報が提供される条件を説明するとともに、土砂災害警戒情報等が発表された場合でも許可事業者の予報が提供されない可能性があること、あるいは土砂災害警戒情報等が発表されない場合でも許可事業者の予報が提供される可能性があることについても説明してください。

四　現象の予想の精度

許可事業者の土砂崩れの予報を適切に利用する上では、予想の精度及び精度に基づいた利用上の留意事項を理解していることが重要ですので、許可事業者はこれらの事項について利用者に説明する必要があります。当該予報の適中率や捕捉率についても説明してください。また、現象の予想の方法において定めた利用上の留意事項についても説明してください。

付録「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」において、利用にあたって留意すべき事項の主な項目を示していますので、申請書の作成にあたっては特に留意してください。

五　現象の予想を行う場合に仮定する条件及び考慮する施設に関する情報

土砂崩れの予想を行うにあたり、計算条件や土砂崩れを防止する施設の効果をどの程度考慮しているかは予想の結果に影響するため、利用者へ説明する必要があります。

付録「土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント」において、利用にあたって留意すべき事項の主な項目を示していますので、申請書の作成にあたっては特に留意してください。

六　当該特定予報業務の対象とする区域

土砂崩れの予報は、傾斜のある地域を対象に行うものです。どこまでが当該予報の区域に含まれるかについて、利用者が正確に認識できるよう説明してください。

七　当該特定予報業務の対象とする期間

予報の対象とする期間（何時間先又は何日先までの予報か）について説明してください。また、当該予報は年間を通して提供されるのか、あるいは、出水期などの限定された期間のみを対象に提供されるのかについて、利用者が正確に認識できるよう説明してください。

八　当該特定予報業務に係る予報事項の発表の時刻

定時的な発表についてはその時刻を、予報の更新や臨時的な発表については、それを行う条件やタイミング等を利用者へ説明してください。

九　当該特定予報業務を利用しようとする者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置

説明を受けた者以外に予報が伝達されることのないよう措置をとる必要があります。どのような措置をとっているかを利用者へ適確に説明することにより、説明を受けていない者が予報を受け取ることがないようにしてください。

十　前各号に掲げるもののほか、予報の利用に当たって留意すべき事項

避難等の防災行動の妨げとなる等の防災上の混乱を防止するため、土砂崩れによる人的被害を軽減するための住民等の避難行動については気象庁の大雨警報（土砂災害）等により行うことを説明した上で、土砂崩れの許可事業者が提供する予報の利用目的や利用範囲を含め、予報の利用上の留意事項について当該特定予報業務を利用しようとする者が十分に理解できるよう、事前かつ十分に説明してください。

また、最初に受けた説明を利用者が忘れてしまうことが想定されることから、実際に予報を提供する際には、改めて説明内容が想起されるよう、簡易の説明文を付加する（※）、年に１回等定期的に説明会を行う、予報を受け取った際にも留意事項を確認できるように事前に資料を配布しておく等、利用者が留意事項を再確認できる措置を講じるよう努めてください。

（※例：「この予報は○○社による予報です。実際の土砂崩れの範囲はこれよりも広くなることがあります。」等）

2　特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、前項の説明を行った場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を、前項の書面又は電磁的記録とともに、二年間保存しなければならない。

説明を行ったことについてきちんと記録した上で、その記録を二年間保存してください。具体的に保存いただきたい事項は以下のとおりです。

一　説明を行った年月日時 二　説明を行った者及び当該特定予報業務を利用しようとする者の氏名 三　説明の方法 四　当該予報業務の利用が開始される年月日時

いつ・誰に・どのように説明を行ったかを、説明を行った際に記録してください。また、その予報業務の利用をいつから開始するかを利用者ごとに合わせて記録してください。

（予報事項等の記録）

第十二条の二　法第十七条第一項の許可を受けた者は、予報業務を行った場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。 一　予報事項の内容及び発表の時刻 二　法第十九条の二各号のいずれかに該当する者にあっては、予報事項に係る現象の予想を行った気象予報士の氏名 三　気象庁の警報事項の利用者への伝達の状況（当該許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係るものに限る。）

予報業務を行った場合は、その予報事項の内容と発表の時刻、警報事項の伝達の状況について記録し、二年間保存する必要があります。予報事項の内容については、発表した予報そのものだけでなく、その予報を再現できるのに必要な資料でも構いません。保存の状況については、定期的に実施している立入検査にて確認します。

■ 土砂崩れの予報業務の許可等に付す条件

土砂崩れの予報業務許可を受けた事業者は、施行規則第 49 条の 2 の各号の規定

第四十九条の二 法第十七条第一項の許可又は法第十九条第一項の認可には、次に掲げる事項に関して必要な条件を付することができる。 1　気象庁の注意報に係る予報事項、台風の予報事項その他の事項の伝達に関すること。 2　前号に掲げるもののほか、予報業務の適確な遂行のために必要な事項に関すること。

に基づき、以下の許可等に付す条件を遵守しなければなりません。

1　予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の注意報事項を利用者に迅速に伝達するよう努めること。

法第 20 条に規定される予報業務の目的及び範囲に係る警報事項の伝達努力義務に加え、注意報についても、利用者へ迅速に伝達するよう努めてください。

2　気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。

法第 23 条により、気象庁以外の者は警報をしてはなりませんが、気象庁が行う警報や注意報と誤解されるような紛らわしい名称についても、防災上の混乱を防ぐ観点から、許可事業者が行う予報業務においては使用できません。

付録 土砂崩れの予想の方法に関する審査上のポイント

土砂崩れの予測は、それに用いる手法が適切でない場合には、技術的に裏付けのない予報が発表されることとなり、社会的な混乱を招くおそれがあります。このため、気象庁および国土交通省水管理・国土保全局では、予測に用いる手法について、予報を行おうとする現象、対象とする区域、並びに予報に使用する資料に応じた物理的手法、統計的手法に則ったものであるかを、審査します。

以下では、予報業務許可申請を行う際の参考となるよう、審査において重要となる事項について解説していますので、申請書の作成にあたっては特に留意してください。申請書の作成にあたり不明な点については、気象庁 情報基盤部情報利用推進課までお問い合わせください。

1.　土砂崩れの予測手法

土砂崩れの予測手法は、降水の時空間分布から土砂崩れの成因を推定し、地形、地質や降水の地中への浸透等を考慮して予測するなど、予報を行おうとする項目及び対象区域並びに予報に使用する資料に応じた、物理的手法、もしくは、統計的手法を用いる必要があります。

1.1　予測手法とチェックフロー

現象の予測手法には、物理的手法、もしくは、統計的手法を用いることとし、それぞれの手法に応じたチェックポイントを満足する必要があります。

物理的手法としては、地下水位や斜面、渓流の水量を予測するモデル、斜面や渓床堆積物の安定度を予測するモデルなどを用いる手法が考えられます。統計的手法としては、統計学の考えに基づいたモデル、AI 等の機械学習を用いたモデルなどを用いる手法が考えられます。物理的手法と統計的手法を組み合わせて解析する場合は、それぞれのチェックポイントを参照するとともに、モデル間のデータの受け渡しが妥当であることを確認します。

また、予報業務を行うにあたって、予測に使用する資料（入力データ）、予報を行おうとする項目（予報対象項目）や予測時間（予報リードタイム）、予報の対象とする区域（予報対象区域）の位置関係が技術的知見から妥当であること、さらには予測の精度の確保や利用者への正確な説明が求められることから、下記のフローによりチェックを実施します。

【チェックフロー】

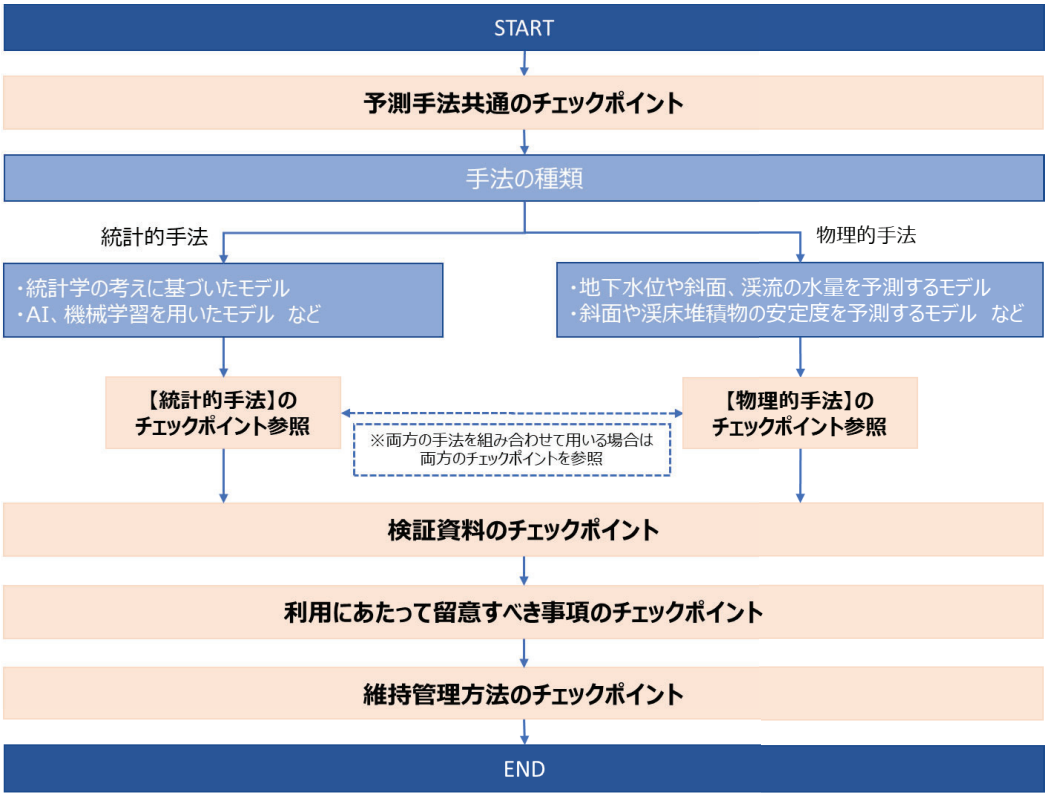

図 1.1　チェックフロー

1.2　予測手法のチェックポイント

1.2.1　予測手法共通のチェックポイント

予測に用いるモデルの妥当性、予測計算に用いる気象（降水量等）の予報や観測値、斜面等の状態の計測値といった入力データの妥当性、予報対象や予報対象区域等の妥当性に着目した確認を行います。主なチェックポイントは次表のとおりです。

表 1.1　チェックポイント【予測手法共通】

チェックポイント
≪モデルの妥当性≫ ・土砂崩れ、または土砂崩れの発生と強い関連を持つ要素（土中水分量、地下水位、斜面変動量など）の評価（予測）が可能な手法であること ・用いるモデルは学術的な検証を受け公表され、一般に認められている専門的な知見に基づくモデルであること。 ・空間的や時間的解像度の設定が適切であること ≪入力データの妥当性≫ ・土砂崩れとの関係性が確認できる気象の観測値（降水量など）や斜面の計測値（土中水分量、変位量、傾斜量など）、予報資料を入力値として使用していること（かつ「観測成果の発表」ではなく予報となっていること） ・上記の入力値が予報対象領域に対して適切であること （気象の観測地点や斜面の計測地点が予報対象領域に対して適切であること） ・気象の観測方法や斜面の計測方法が適切であること ・予報を行おうとする項目に対して入力データが十分であること。 ・予測手法で用いているパラメータの設定方法やチューニング方法が適切であること ・入力データを補正している場合は、補正手法が適切であること ・初期条件や境界条件の設定が適切であること ・地質・地盤・植生などの特性データの設定が適切であること ≪予報対象等の妥当性≫ ・予報リードタイムは、入力データに対して適切であること ・予測精度が明記されていること

1.2.2　統計的手法のチェックポイント

目的変量と説明変量の統計的な相関性から予測する統計的手法のチェックポイントは、次表のとおりです。

表 1.2　チェックポイント【統計的手法】

解析モデル	モデル別チェックポイント
・統計学の考えに基づいたモデル （単回帰分析、重回帰分析など） ・AI、機械学習を用いたモデル （ニューラルネットワーク、深層学習など） ・その他のモデル	・入力データ（説明変量）と予報対象（目的変量）の間に関係性を有すること ・入力データに（実効雨量や土壌雨量指数などの）物理的手法で求めた指標を用いている場合は、指標の算出手法について物理的手法のチェックポイントをみたすこと ・予報対象に対して適切かつ十分な学習データ・検証データを有すること

1.2.3　物理的手法のチェックポイント

地下水位や斜面、渓流の水量を予測するモデル、斜面や渓床堆積物の安定度を予測するモデルなど物理的手法のチェックポイントは、次表のとおりです。

表 1.3　チェックポイント【物理的手法】

解析モデル	モデル別チェックポイント
・地下水位や斜面、渓流の水量を予測するモデル （タンクモデル、実効雨量、地下水位算定モデル、合成合理式、Kinematic Wave 法など） ・斜面や渓床堆積物の安定度を予測するモデル （斜面安定解析モデル、浸食・堆積モデルなど） ・土石流等の影響範囲や土石流等の発生に応じた土砂の移動を算定するモデル ・その他のモデル	・土中の水分量等を算定するモデルを用いている場合は、その算出手法が適切であること（実効雨量や土壌雨量指数など） ・地下水位を算定するモデルを用いている場合は、その算出手法が適切であること ・斜面や渓床堆積物の安定度を算定するモデルを用いている場合は、その算出手法が適切であること ・水路工や集排水ボーリング工、アンカー工等の対策施設の効果を考慮する場合は、解析上の取扱方法が明記されていること。 ・土石流等の影響範囲や土石流等の発生に応じた土砂の移動を算定するモデルを用いている場合は、その算出方法が適切であること。

1.3　検証資料のチェックポイント

申請にあたって提出いただく対象区域の土砂崩れの予測に関する検証資料に対するチェックポイントは、次表の通りです。

表 1.4　チェックポイント【検証資料】

項目	項目別チェックポイント
出力要素	・出力要素から、土砂崩れの発生可能性の予報を行う手順が記載されていること
予報期間	・予報資料に対応した予報期間で計算されていること
出力要素の評価	・過去の実績と比較して妥当な出力要素となっていること ・検証に用いている過去の実績と予測対象の地理的な広がり等の範囲の対応が妥当であること ・過去の実績がない地域の場合、地形・地質・植生などの特性や降雨特性が類似する地域における実績と比較して妥当な出力要素になっていること。また、土砂崩れとの関連性が非常に強い要素（土壌水分量など）を出力する手法の場合、予測に用いる要素の豪雨時の計測結果と比較して妥当な出力要素となっていること ・予測手法で用いているパラメータの設定・チューニングに用いた事例とは別の事例で検証が行われていること ・検証に用いる土砂崩れの事例は、予報対象としている現象・区域に対し適切であること ・適中率や捕捉率などの予測精度に関する客観的な指標値と、その算出方法・根拠が明記されていること ・予報を発表する基準値は、検証を踏まえて設定されていること

1.4　利用にあたって留意すべき事項のチェックポイント

予報業務を行うにあたり、予測の利用にあたって留意すべき事項についても定めておく必要があります。利用者に対して説明をする上で、利用にあたって留意すべき事項に対するチェックポイントは、次表のとおりです。

表 1.5　チェックポイント【利用にあたって留意すべき事項】

項目	チェックポイント
適用条件	【全般】 ・土砂崩れの予測は、過去の事例等で検証された手法を用いた場合であっても、対象地域で発生するあらゆる土砂崩れが予測できることを担保するのは困難であることを踏まえ、予測に不確実性があることが利用者に正しく伝わるように、説明が明記されていること ・対象としている土砂崩れの現象（がけ崩れ、土石流、地すべり）が明記されていること ・地形・地質・植生などの特性を考慮している場合は、考慮している条件が明記されていること。考慮していない場合は、地形・地質・植生などの特性について解析上の取扱いについて明記されていること 【統計的手法の場合】 ・使用する手法の概要が明記されていること ・出力要素（目的変数）が明記されていること ・モデルで使用している入力データ（説明変数）及びデータの取得時期・期間及びデータの取得方法について明記されていること
予測精度	・申請にあたって提出いただく検証資料の概要を示した上で、予測手法の精度について明記されていること ・妥当性の検証が予測対象地域の一部しかない場合は、その理由とモデルが妥当であると判断される理由が明記されていること

1.5　維持管理方法のチェックポイント

予報業務を行うにあたり、維持管理方法も定めておく必要があります。維持管理方法のチェックポイントは、次表のとおりです。

表 1.6　チェックポイント【維持管理方法】

項目	チェックポイント
維持管理方法	・定期的に予測結果と土砂崩れの関連性の妥当性を確認するための基準が明記されていること ・対象とする土砂崩れの現象が発生した場合には、予測結果の妥当性を改めて確認することが明記されていること ・入力データとして予測雨量を用いている場合には、検証では予測雨量ではなく実績雨量を用いた検証を行うことが明記されていること ・予測結果と土砂崩れとの関連性を比較する場合、比較する項目（土中水分量等の指標、斜面安定度など）の比較手法が明記されていること

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
令和 5 年 11 月 30 日	初版発行
令和 6 年 3 月 29 日	一部改訂 表現の適正化等
令和 6 年 12 月 13 日	一部改訂 表現の適正化等
令和 8 年 5 月 29 日	一部改訂 気象業務法改正に対応した以下の修正　等 ・申請者が外国法人等の場合の手続きに関する追記 ・許可、変更認可、変更の届出・報告等に関する修正
令和 8 年 9 月 7 日	一部改訂 ・予報資料の収集に係る契約要件の変更